

# 紫波町都市計画マスタープラン

(紫波町の都市計画に関する基本的な方針)

(案)

令和6年10月  
岩手県紫波町



## はじめに



紫波町は、昭和30年の昭和の大合併により1町8村が合併して現在の姿となって以来、JR東北本線沿いで宅地化が進む一方、豊かな自然を背景に美しい農村景観が形成され、都市と農村の機能を併せ持つ良好な生活環境を有する町として発展しています。

町では、令和2年3月に「暮らし心地の良いまち」を将来像とした第三次紫波町総合計画を策定し、少子高齢化・人口減少社会においても持続可能なまちづくりに向けて各種施策を推進しているほか、この計画との整合性に配慮した第2期紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略も策定し、人口減少対策に特化したプロジェクト事業を推進しています。

また、「紫波町都市計画マスタープラン」は、平成4年に改正された都市計画法における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、平成9年3月に第1期計画、平成25年9月に第2期計画を策定し、町の基幹産業である農業との健全な調和を図りつつ市街地の合理的な土地利用を図るための指針としてきました。

一方、第2期計画策定後、国が策定した「国土のグランドデザイン2050」では「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりが提唱され、町では古館駅前広場や紫波中央駅エレベーターの整備により交通結節点の改善を図ったほか、紫波中央駅前地区への役場庁舎移転を含むオパールプロジェクトの推進により市街地の町並みは大きく変貌してきました。

こうした社会状況等の変化に対応するため、計画策定後11年を経過した第2期計画の一部見直しによる改定を行い、別途作成する「紫波町立地適正化計画」とともに、時代に対応した適切な土地利用を図ってまいります。

結びに、マスタープランの策定にあたって貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの町民の皆さまをはじめ、ご指導とご協力をいただきました都市計画審議会委員の方々、関係機関各位の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

紫波町長 熊谷 泉





5. 分野別都市計画の方針	37
5-1 土地利用方針	37
5-2 交通体系の方針	43
5-3 公園・緑地の方針	47
5-4 市街地整備の方針	49
5-5 都市防災の方針	50
5-6 自然環境保全の方針	52
5-7 都市景観形成の方針	54
5-8 都市環境形成の方針	57
5-9 住宅・住環境整備の方針	58
5-10 観光交流の方針	60
5-11 ユニバーサルデザインの方針	61
6. 地域別構想	62
6-1 地域区分	62
6-2 古館地域	63
6-3 日詰地域	65
6-4 赤石北地域	67
6-5 赤石南地域	69
6-6 東部地域	71
6-7 西部地域	73
資料編	76

## 序-1 改定の趣旨

都市計画マスタープランは、平成4年6月に改正された都市計画法の第18条の2第1項に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として規定され、都市計画区域を有する市町村に策定が義務づけられています。この基本方針を一般に「市町村都市計画マスタープラン」と称しています。

「紫波町都市計画マスタープラン」は、平成27年を目標年次とした第1期計画が平成9年3月に策定され、平成13年8月に一部見直しが行われましたが、上位計画となる第二次紫波町総合計画が平成22年度に策定されたことなどから、平成43年（令和13年）を目標年次とした第2期計画が平成25年9月に策定されました。この第2期計画では、将来都市像を第二次紫波町総合計画と同じく”楽しく活力ある「環境と福祉のまち」”として掲げ、この間のまちづくりの指針としてきました。

しかしその後、令和2年3月に「第三次紫波町総合計画」が策定され、まちづくりの将来像を「暮らし心地の良いまち」とし、令和9年までを計画期間として各種施策が推進されているほか、令和5年3月には「国土利用計画紫波町計画（第2次）」が策定され、用途地域に隣接する一部区域での都市成長検討ゾーンの設定等を基本構想とした新たな「土地利用構想図」が示されました。

一方、第2期計画において交通体系の方針として定めた都市計画道路未整備区間についての「都市計画決定の見直し」を進めていることに加え、人口減少・高齢化社会が進行する中でも持続可能なまちづくりを目指すため、市町村都市計画マスタープランの一部と見なされる立地適正化計画作成も求められています。

以上の経緯を踏まえ、令和6年9月で策定後11年となった第2期計画について、社会経済状況の変化や上位計画の見直しに的確に対応したまちづくりの指針とするため、一部見直しによる改定を行うものです。

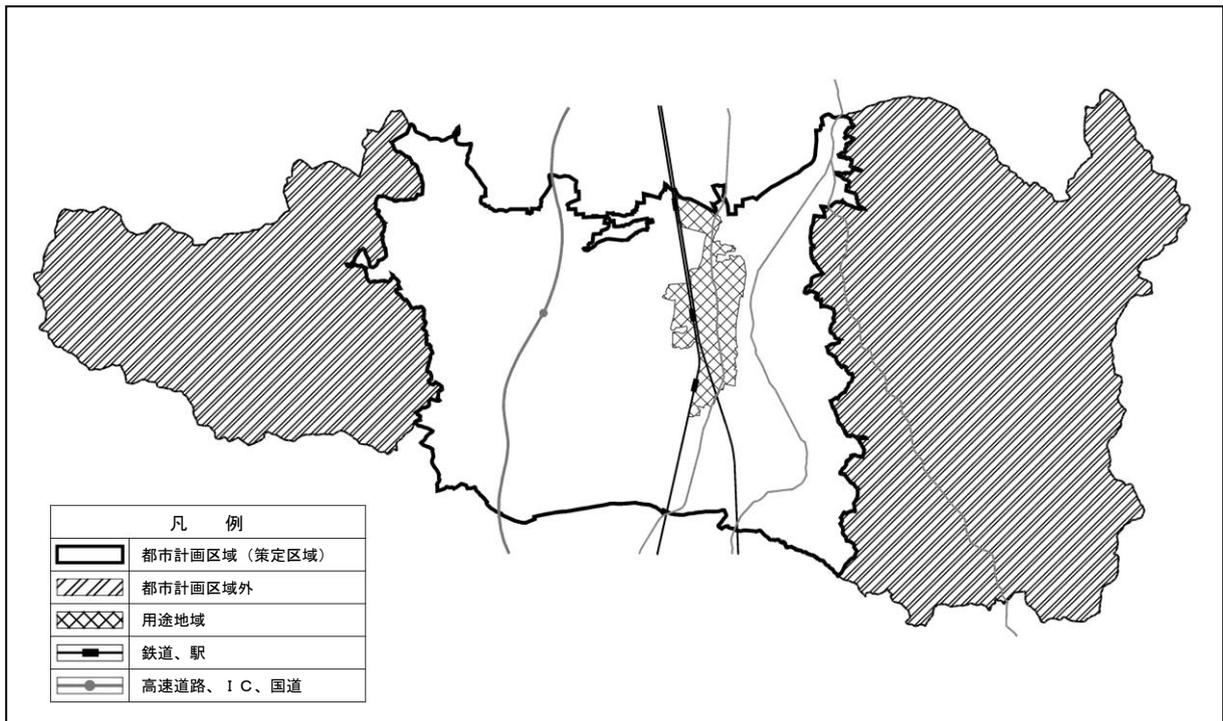


### 序-3 対象区域及び目標年次

都市計画マスタープランは、紫波都市計画区域を対象として策定します。

都市計画マスタープランは長期的な都市づくりの方針を定めるため、目標年次については平成 25 年策定時に概ね 20 年後の平成 43 年としており、今回は一部見直しとすることから前回同様とし、令和 13 年とします。なお、今後においても社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

#### ■対象区域図



#### 注1)「市民」について

このマスタープランでいう「市民」とは、紫波町市民参加条例で定義する「市民」を指します。町民（町内に住所を有する人）、町内に勤務する人、町内の学校に在学する人、NPOやボランティアなど町内で活動する人、町内に事務所又は事業所を有する法人や団体が含まれています。

#### 注2)「主語」について

このマスタープランの文章には原則として主語を明記していません。このマスタープランの主語は行政でもあり市民でもあります。それは、多くの内容が、行政も行き、市民の皆さんも行うことであるからです。マスタープランは行政だけの指針ではなく、市民と行政の指針です。

# 1

## 都市の現況

### 1-1 都市の広域的な位置づけ

紫波町は岩手県の中央部、盛岡市と花巻市との中間に位置しています。「県央広域振興圏」に属しており、県都盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、紫波町の3市5町で一つの圏域を形成しています。

いわて県民計画において、この圏域は、目指す姿を「県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担っている地域」としています。そのための取組として圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、若者や女性などの参画による地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めるとしているほか、産業の特性や地域資源を生かし、産学官金連携によるイノベーションの創出や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、岩手県で育った人材が地元で働き、定着することができる取組などを進めるとしています。

また、岩手県都市計画ビジョンにおいては、この圏域は、公共交通ネットワークの向上など、圏域全体で生活利便性の向上を図る必要があり、県庁所在地である盛岡市を中心に、行政、商業、医療・福祉、教育・文化などの多様な都市機能の充実を進め、東北における拠点性の更なる向上を図ることなどを基本方針として都市づくりを進めることとしています。

## 1-2 都市の概要と成り立ち

### (1) 紫波町の位置

紫波町は、岩手県の中核機能を集積する盛岡市から 18km 南側で、盛岡市と花巻市の中間に位置する、県の中央西部に形成された都市です。

東西に約 28km、南北に約 13km と東西に広い町域となっています。国道 4 号、東北自動車道及び JR 東北本線が縦断しており、岩手県内の主要都市とつながっています。

### (2) 紫波町の成り立ち

紫波町は古くから開けた地域であり、縄文時代の遺跡や中近世の館跡など、数多くの遺跡があります。延暦 22 年（西暦 803 年）に今の盛岡市に坂上田村麻呂が志波城を築造し、中央の統治下に置かれました。その後、安倍氏や清原氏が支配し、平安時代には米や金を豊富に産出する地域となり、奥州藤原氏の一族である樋爪氏が支配しました。室町時代には斯波氏が、安土桃山時代には南部氏が支配しました。江戸時代には、盛岡藩の代官所や御蔵がおかれたため、現在の日詰商店街が郡山駅という奥州街道の宿場町、商人町、北上川の舟運の川港として栄えました。

明治 22 年には、町村制施行により、日詰町、古館村、水分村、志和村、赤石村、彦部村、佐比内村、赤沢村、長岡村の現町域 1 町 8 村が誕生しました。

明治 23 年 11 月に日詰駅が開設され、昭和 24 年 3 月には古館駅が開業しました。

昭和 30 年に、昭和の大合併により、1 町 8 村が合併し現在の紫波町となりました。

#### [紫波町の都市化のあゆみ]

昭和 30 年 4 月	紫波町誕生
昭和 37 年	都市計画区域決定
昭和 45 年	農業振興地域決定
昭和 48 年	都市計画区域見直し
昭和 49～63 年	西裏地区土地区画整理事業
昭和 53 年	運動公園陸上競技場完成
昭和 54 年	東北自動車道開通、紫波インターチェンジ開設
昭和 60 年	用途地域指定（日詰・古館・赤石地区の 510ha）
平成 元年	日詰西土地開発事業着手
平成 5 年	用途地域変更・追加（598.7ha）
平成 5～9 年	桜町地区土地区画整理事業
平成 9 年	日詰西土地開発事業宅地分譲開始
平成 10 年	紫波中央駅開設
平成 15～24 年	日詰駅前地区土地区画整理事業
平成 21～25 年	紫波中央駅前地区都市再生整備事業
平成 31～令和 5 年	古館駅前地区都市再生整備事業

## 1-3 自然条件

---

### (1) 地勢

町の東部地域は北上高地、西部地域は奥羽山脈と、山岳丘陵地帯に連なり、中部地域は北上川河岸に広大な沖積平野地帯を形成しています。両山岳丘陵地帯にはさまれ、肥沃な農地を中心に、自然環境の豊かな地勢を形成しています。

### (2) 気候

町は北上高地と奥羽山脈によってさえぎられるため、内陸性で寒暖差の著しい気候となっています。年間平均気温は 10.4 度、年間降水量は 1,268 ミリです。春は西風が強く乾燥し、梅雨期には雨日が続く、農作物に冷害を及ぼすことがあります。夏は安定した気候となりますが、内陸特有の日較差があります。秋は 10 月中旬に初霜が降り、11 月には初雪が降ります。冬は北西の風が吹き、気温も氷点下に下がります。1～2 月は真冬日が多く、最深積雪は 50cm 程度で、根雪期間は 12 月下旬から 3 月上旬までとなっています。

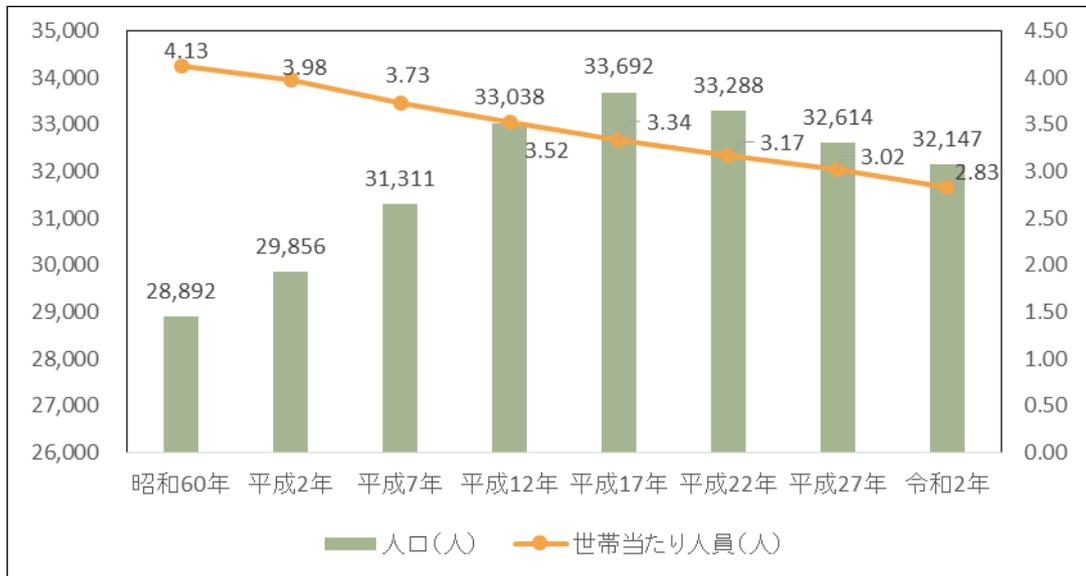
## 1-4 人口

### (1) 人口・世帯数・世帯当たり人員の推移

町の人口は、令和2年の国勢調査では32,147人、世帯数11,368世帯で、世帯当たり人員は2.8人/世帯です。昭和45年以降平成17年までは、人口、世帯数ともに増加していましたが、平成22年から人口は減少に転じています。これに対して世帯数は依然増加し、世帯当たり人員は減少を続けており、少人数世帯や高齢者世帯が増加しています。

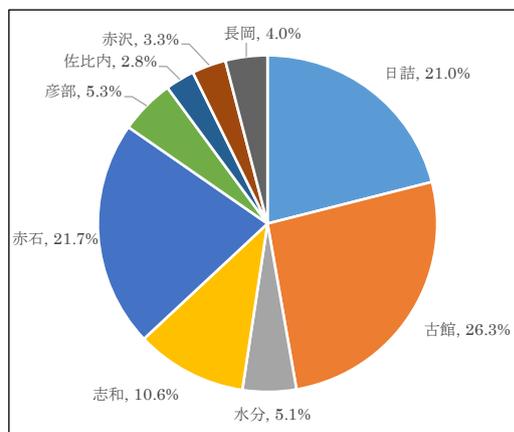
地区別に人口をみると、古館地区、日詰地区、赤石地区で人口が増えています。古館地区は、昭和40年代後半から始まった宅地開発により急激に人口が増加し、町内人口の約1/4を占めていますが、近年は供給される宅地が減少したため、頭打ちの状態となっています。

■紫波町の人口・世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

■地区別人口割合

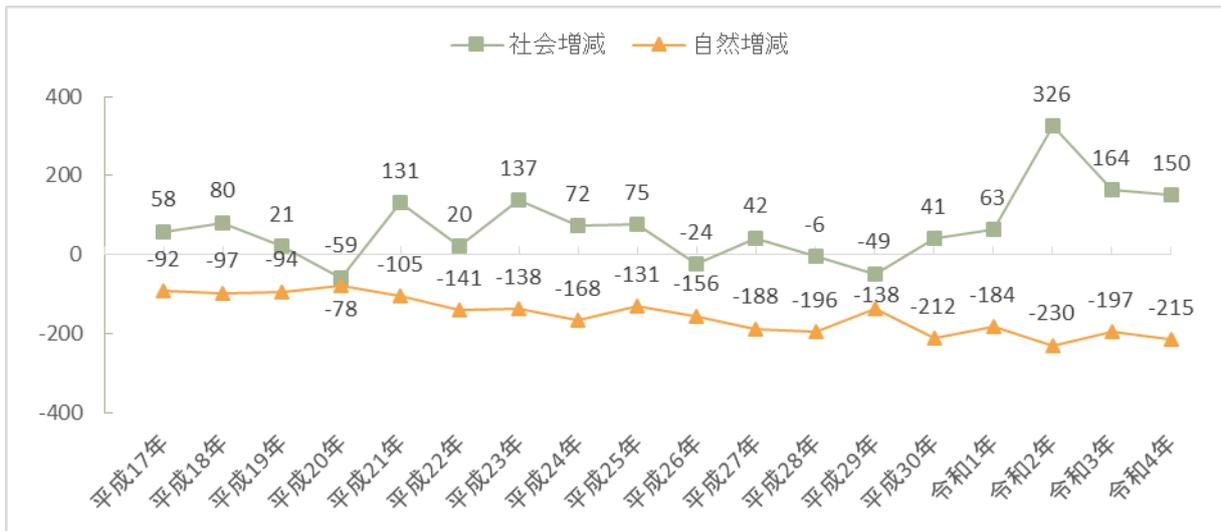


資料：令和2年国勢調査

## (2) 人口動態

出生数の緩やかな減少と死亡数の緩やかな増加により、自然動態は減少しています。社会動態においては転入者数が転出者数を上回る年もありますが、自然動態の減少の影響が大きいことから人口減少を招いています。

### ■人口動態

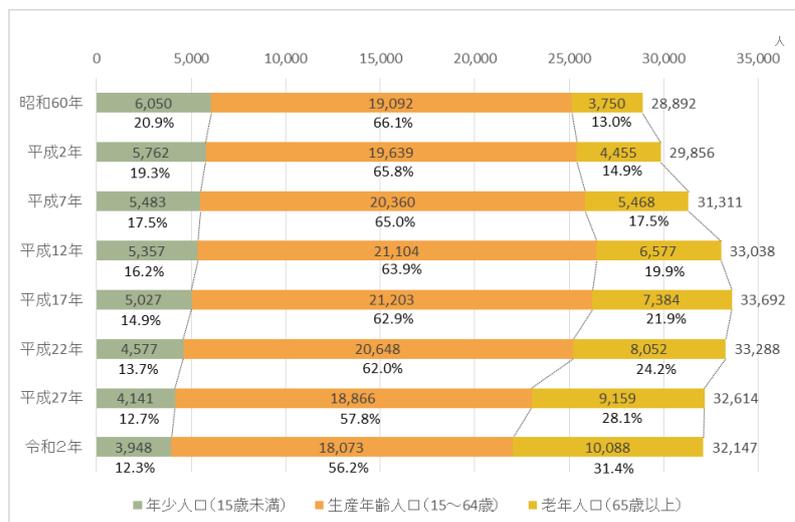


資料：岩手県統計資料（岩手県人口移動報告年報）（各年 10月～9月）

## (3) 年齢別人口

昭和 60 年以降、年少人口の減少と老年人口の増加が続いています。令和 2 年の高齢化率は 31.4%となっており、超高齢社会に入っています。生産年齢人口も緩やかな減少傾向に入っており、現在 60～70 歳前半の人口が多いことから、今後も減少傾向が強まるものと考えられます。

### ■年齢3区分別人口の推移と割合



資料：国勢調査

■年齢5歳階級別人口

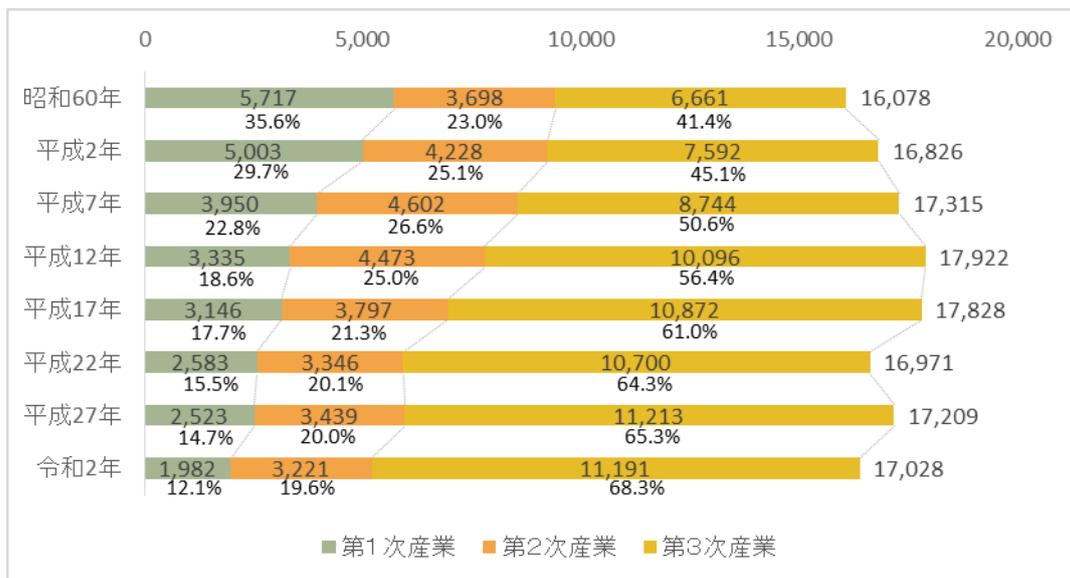


資料：令和2年国勢調査

(4) 産業別人口の推移

住民の産業別就業者数をみると、第1次産業と第2次産業に就業する人が減少し、割合も減っています。第3次産業に就業する人は平成22年に初めて減少しましたが、割合は依然として増え続け、6割を超えています。

■産業別就業者数の推移と割合



資料：国勢調査

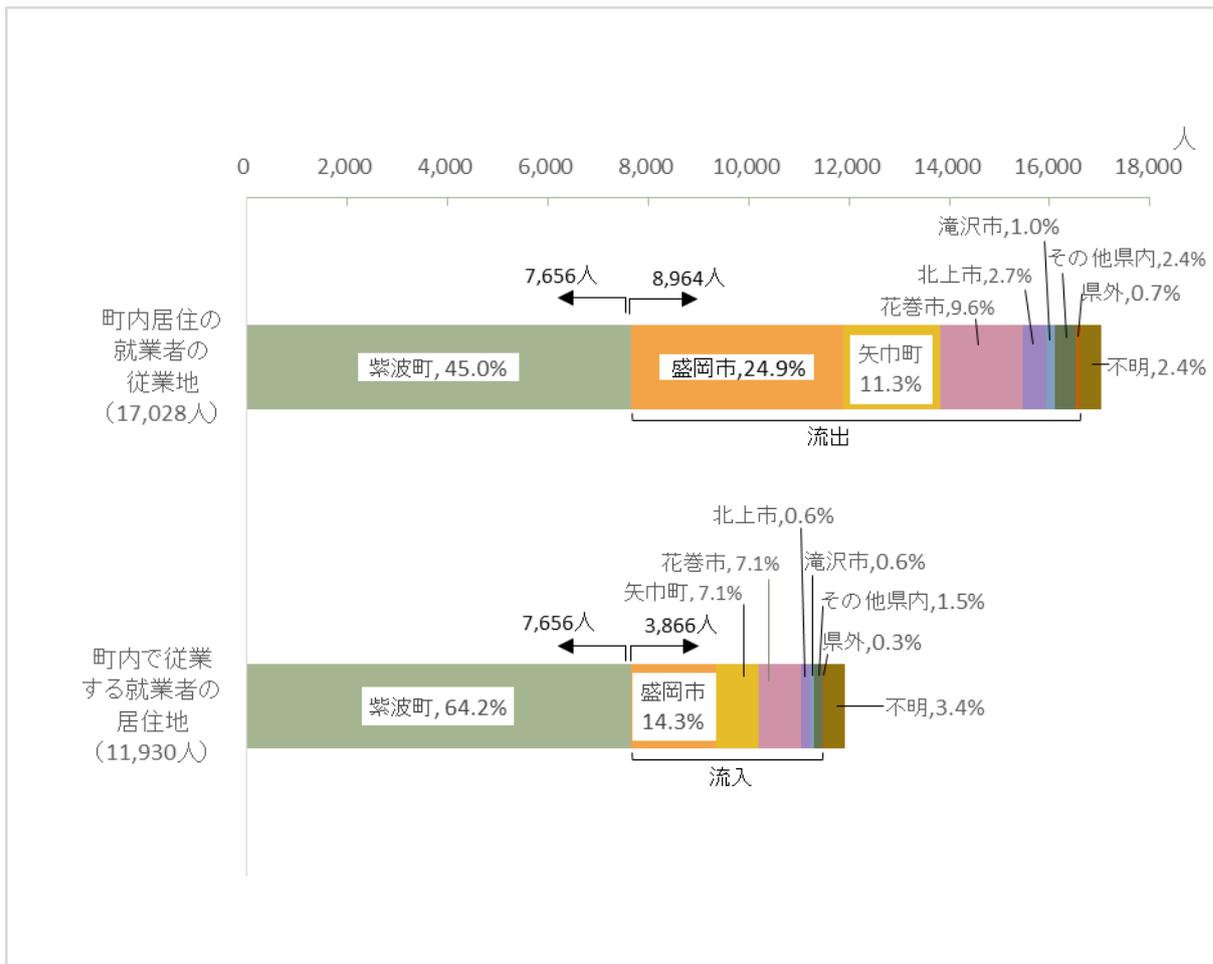
※総数は分類不能分を含む

### (5) 就業者流動の推移

町内に住む就業者のうち45%の人が町内で従業していますが、その割合は減少しています。

町外から町内に働きに来る就業者数と、町内から町外へ働きに行く就業者数を比べると、5,000人ほどの流出超過となっており、その数は増加しています。町外の従業先で多いのは盛岡市、矢巾町、花巻市です。町外から町内に従業する人で多いのも、盛岡市、花巻市、矢巾町の住民です。

■ 就業者流動の状況（令和2年）



資料：令和2年国勢調査

※従業地不明の者は408人である。

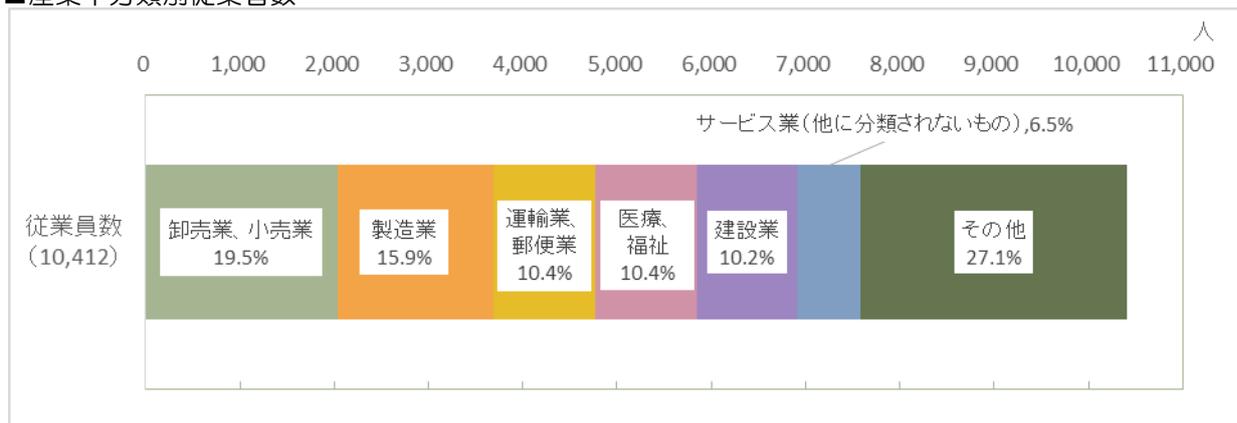
## 1-5 産業

### (1) 産業別人口

町内の事業所で働く従業者は、サービス産業や卸売り・小売業、飲食店などの第3次産業従業者の割合が年々増えており、7割強を占めています。

製造業や建設業などの第2次産業従業者の割合は減少しています。

#### ■産業中分類別従業者数

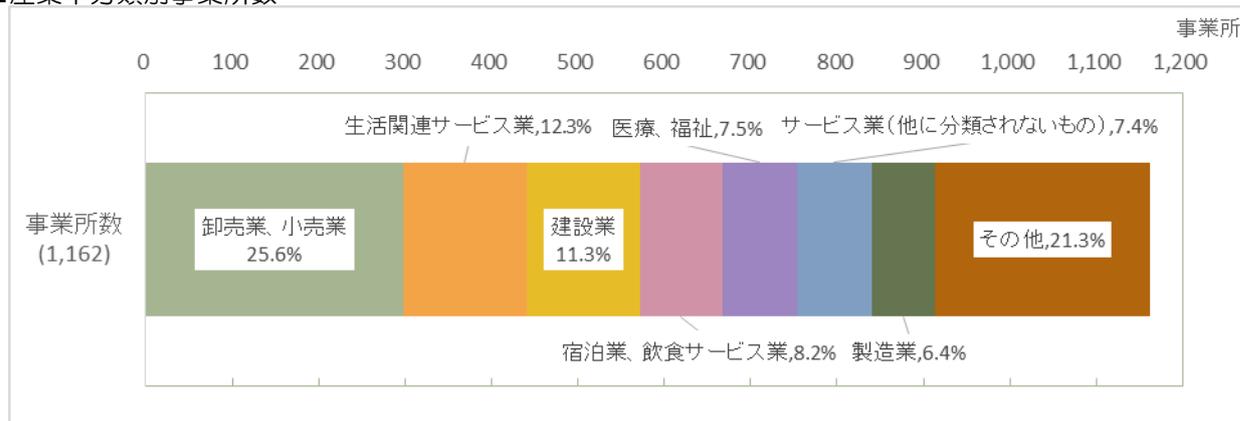


資料：平成26年経済センサス

### (2) 産業別事業所数

町内の事業所は、サービス業と卸売・小売業・飲食店などの第3次産業が多く、概ね8割を占めています。

#### ■産業中分類別事業所数



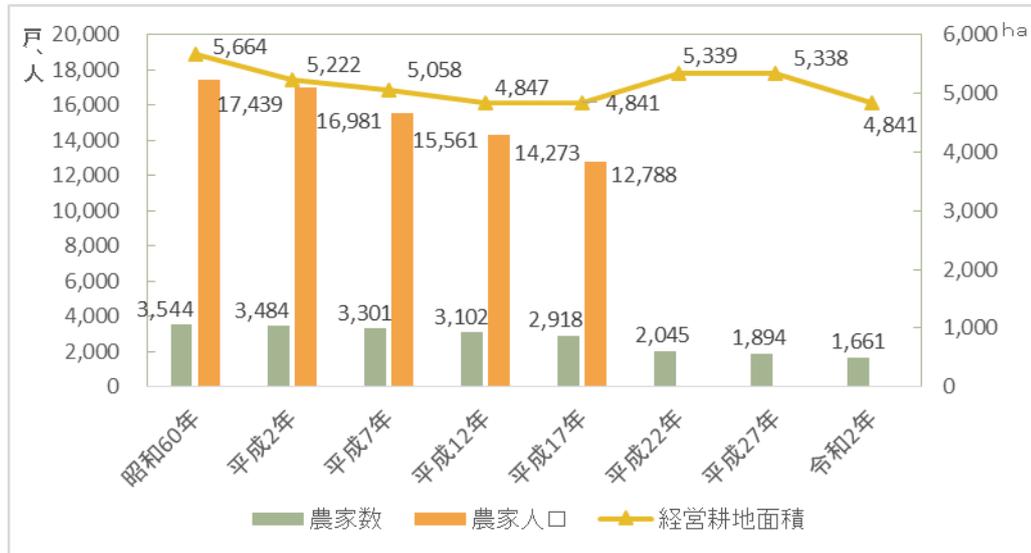
資料：平成26年経済センサス

### (3) 農業

町の農業は、水稻を中心として野菜・果樹・畜産を取り入れた複合経営によって発展してきました。現在は、日本有数のもち米の産地であり、リンゴやブドウなどを生産するフルーツの里でもあります。農家数、農家人口、経営耕地面積は減少していますが、町内に8箇所ある直売施設には町外から来る人も多く、農畜産物の販売が盛んに行われています。

また、畜糞等を原料としてエコ3センターで製造した町内産堆肥を使用するなど、資源循環活動を進めています。

■農家数、農家人口、経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

※平成22年以降の農家人口は調査されていない。

### (4) 林業

町の約6割が森林となっており、このうち私有林は7,983haで約3割を占めています。

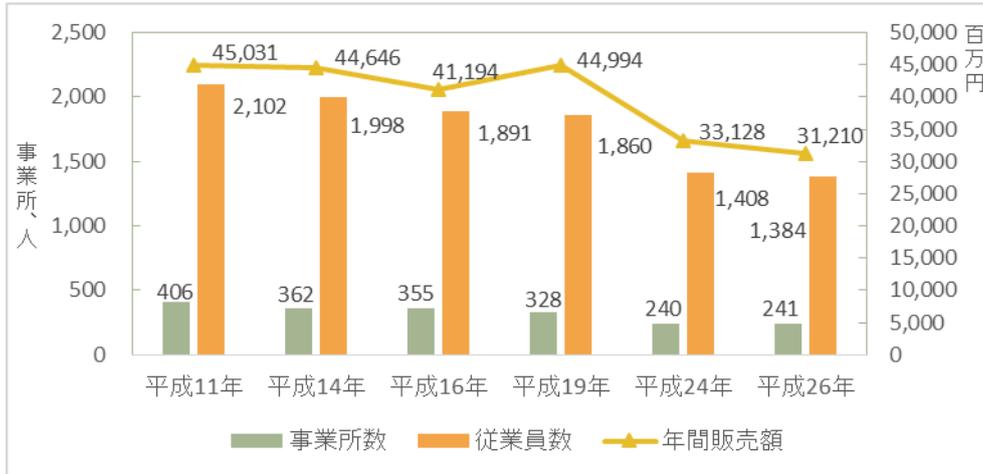
木材価格の低迷、担い手不足や高齢化が課題となっていますが、森林の公益的機能を発揮するため、エネルギーや建材としての活用を推進し、森林資源の循環を進めています。

### (5) 商業

商業は年間販売額、事業所数、従業員数のいずれも減少傾向にあり、主に小規模店舗を中心とした閉店・撤退がうかがわれます。

中心市街地の商業地に位置づけられている日詰商店街ですが、生活の主要な買い物は郊外型店舗でなされているとみられ、その活性化が引続き課題となっています。

■商業の事業所数、従業員数、年間販売額の推移



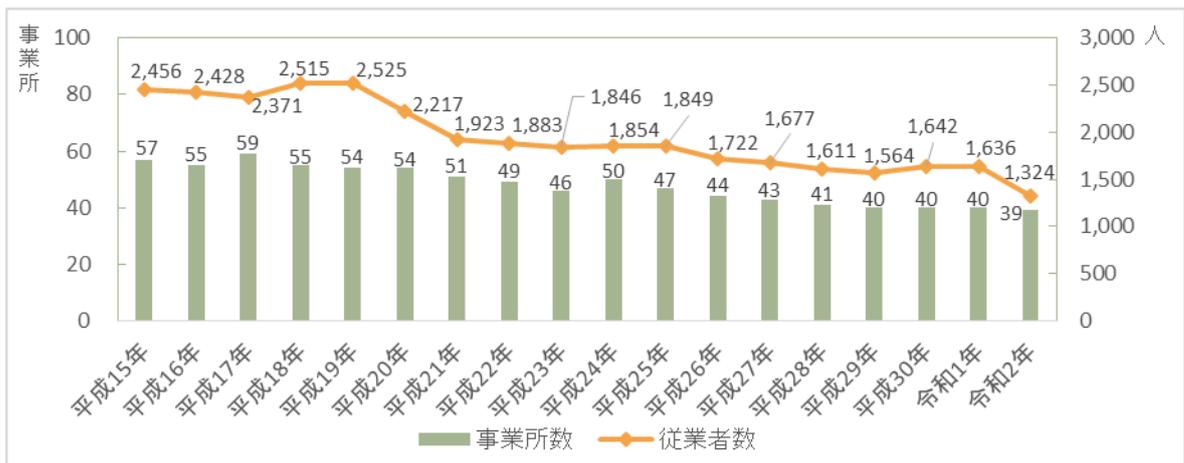
資料：商業統計調査、平成24年は経済センサス

## (6) 工業

町内の工業は、事業所数、従業者数ともに減少しています。

業種別にみると、事業所数、従業者数ともに、食品品製造業が最も多く、町内従業者の約半数が従事しています。また、機械器具製造業やプラスチック製品製造業の分野では規模の大きい事業所が多く、100人を超える従業者を抱える事業所もありましたが、近年の不況により、工場閉鎖などが行われています。

■工業の事業所数、従業者数の推移



資料：工業統計調査（平成23年、27年、令和2年は経済センサス活動調査）

## (7) 観光

町は、岩手県の3大観光地である平泉、八幡平、三陸海岸を結ぶ広域観光ルートのほぼ中間に位置しており、地の利を生かして観光交流の振興を図っています。地域資源を活用した中核的な観光資源開発などにより、交流人口は平成30年の245万人をピークとして、年間210万人を維持しています。

観光資源を紹介すると、町の東部地域や西部地域には豊かな自然が広がり、温泉施設やゴルフ場、史跡名勝、郷土芸能などがあります。文化人や偉人も輩出しています。また、本町は古くから南部杜氏発祥の地として知られ、今も4つの酒蔵があります。このほか、ラ・フランス温泉館・ホテル湯楽々、紫波フルーツパーク、野村胡堂・あらえびす記念館がよく知られているほか、たくさんの農産物産地直売所があります。これらの施設を中心に果物、地酒、ワイン、銘菓、その他様々な食の観光が展開されています。

さらには、地域の有志により平泉関連の歴史的資源の研究発掘が行われており、新たな観光資源として期待されています。

## 1-6 市街化の動向

---

### (1) 都市計画区域

都市計画区域は、中央部の沖積平野地帯を中心に9,536haが指定されています。

国道4号とJR東北本線に沿って、用途地域が南北方向に伸びています。用途地域の東側には北上川が流れ、用途地域と北上川の両側を水田地帯が囲み、最も外側は丘陵地や山地となり都市計画区域外へと続いています。

都市計画区域の面積の約50%は水田主体の農地であり、次いで約25%を占める山林は縁辺部の丘陵地や山地に分布しています。鉄道西側の水分地区や志和地区をはじめとした水田地帯では、散居集落がみられます。

事業所は用途地域外にも多く立地しており、水田地帯の中に散在しています。花巻市に隣接して犬渕工業団地があり、周辺にも工業系施設が集積しています。

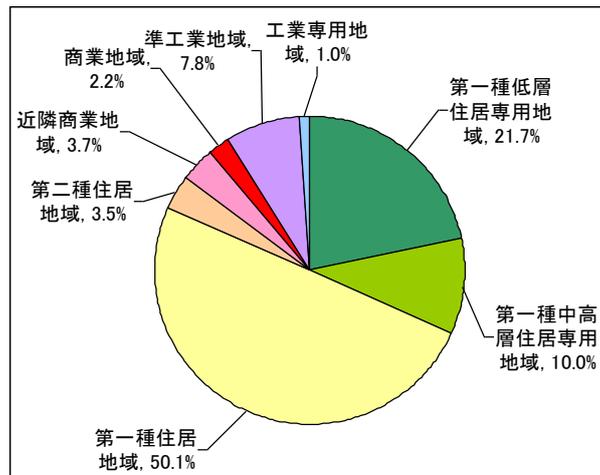
### (2) 用途地域

用途地域は、都市計画区域の6.3%、約599.7haが指定されています。そのうち第一種住居地域が最も多く半分を占めています。商業系用途地域は、日詰商店街を中心とした中心市街地に指定されているほか、各鉄道駅周辺に指定されています。工業系用途地域は、市街地南部にまとまって指定されているほか、国道4号沿道に指定されています。

北部の古館駅東側と紫波中央駅西側は、まとまった住宅地開発によって形成された市街地

であるため、人口密度が高くなっています。

■ 指定用途地域の割合



### (3) 宅地開発動向

町内における宅地開発は、土地区画整理事業と開発行為等の造成事業によって行われています。それ以外は民間の住宅地開発です。昭和 50 年代に古館に大規模なニュータウンの造成がありましたが、近年は5～30戸程度の一戸建てやアパート建設など、小規模な開発が主流となっています。

土地区画整理事業では、紫波中央駅南東部の西裏地区（昭和 49 年度～63 年度）、桜町地区（平成 5 年度～8 年度）、そしてさらに南側に位置する日詰駅前地区（平成 14 年度～23 年度）の整備が終了しています。紫波中央駅西側の日詰西土地開発事業（平成元年度～9 年度）は、岩手県住宅供給公社による宅地開発です。

最近の住宅の新築動向をみると、赤石地区を中心に宅地開発・分譲地で多くなっています。

商業系施設や工業系施設の新築動向をみると、都市計画区域内に広く分布していますが、近年は景気の低迷によって大規模な店舗に係る新たな開発は少なくなっています。

## 1-7 都市施設の状況

### (1) 鉄道

町のほぼ中央には東北新幹線とJR東北本線が南北方向に通っており、JR東北本線の古館駅、紫波中央駅、日詰駅の3駅があります。3駅の1日の総乗降客数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり5,000人以下に下降しています。古館駅と日詰駅では従来からの減少傾向が継続しています。

町では環境政策を重視しており、パークアンドライドを推進しています。そのため紫波中

中央駅周辺に公営駐車場を設けており、利用台数は一時的な落ち込みはあったものの年々増加しています。

駅前広場は、紫波中央駅と日詰駅に加え、古館駅にも整備されています。駐輪場は、3駅ともに設置されています。

## (2) バス

町内を運行しているバスは、岩手県交通株式会社による路線バスと町が運行するデマンド型乗合バス「しわまる号」があります。

路線バスは、町内の主要箇所をめぐりながら盛岡駅や盛岡バスセンターと連絡し、「しわまる号」は、予約の上町内全域で利用することができます。

## (3) 道路

東北自動車道が通り紫波インターチェンジがあるほか、国道3路線、県道10路線があります。交通量の多い道路は、国道4号（陸羽街道）、396号（旧釜石街道）、主要地方道盛岡和賀線（志和街道）で、広域を結ぶ道路であるとともに町の南北方向の主要な幹線道路となっています。また、主要地方道紫波江繋線、紫波インター線及び県道紫波雫石線は、町域を東西に貫く主要な幹線道路となっています。

町内を通る県道の交通量に占める大型車の割合は高く、とりわけ主要地方道盛岡和賀線は、大型車交通量が1日2,000台を超え、国道を上回る（並行する国道4号は1日約1,300台）貨物車の通行ルートとなっています。

都市計画区域では、国道4号が用途地域や犬淵工業団地など都市的土地利用が進む中央部の軸、国道456号が東部地域の軸、主要地方道盛岡和賀線が西部地域の軸となっています。

都市計画道路は10路線、総延長23.75kmが都市計画決定されており、国道4号を軸として用途地域の骨格道路網を形成しています。

## (4) 河川

市街地の東側に国が管理する一級河川の北上川が流れています。桜町から下流の無堤防地域では、これまでたびたび洪水の被害にあってきましたが、国土交通省により堤防整備が進められています。

この北上川に注ぐ大小の河川があります。岩崎川、滝名川、彦部川、太田川、及び赤沢川、黒沢川、天王川、姉市川の各一部区間は、県が管理する一級河川です。この他の河川は町が管理しており、総延長は91.5kmとなっています。

台風や異常気象による集中豪雨や土地利用の変化による保水力の低下などにより、近年、

浸水被害が発生しています。

#### (5) 公園、広場等

都市公園としては、城山公園、紫波運動公園、近隣公園 1 箇所、街区公園 7 箇所が都市計画決定されています。このほか、民間の宅地開発によって設置された小規模な都市公園が 80 箇所以上整備されています。

また、用途地域外では温泉保養公園と紫波フルーツパークがあるほか、農村公園、公民館等に併設された広場やゲートボール場、砂防公園、サイクルパーク、北上川河川敷の運動場などがあります。

#### (6) 上水道

上水道は、平成 26 年度から岩手中部水道企業団に統合されており、広域化による効率的な事業運営で安全安心な水道水の安定供給を継続しています。

#### (7) 下水道

公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水の集合処理、浄化槽の個別処理により汚水を処理しています。

また、環境・循環の取り組みとして、下水汚泥のコンポスト化を行っています。

#### (8) ごみ処理

ごみ処理は、盛岡・紫波地区環境施設組合で行われています。

環境・循環活動として、資源ごみの回収のほか、資源回収団体への助成、生ごみの堆肥化など、ごみ排出量の減量化・資源化を行っています。

#### (9) し尿処理

し尿処理は、平成 30 年から紫波町汚泥再生処理センターで行われています。資源化の取り組みとして、し尿及び浄化槽汚泥は直接脱水され、含水率 70%以下の脱水汚泥となり、「助燃材」として、ごみ焼却施設で利用しています。

#### (10) 教育文化施設等

教育施設としては、町立小学校が 5 校、町立中学校が 3 校、県立高等学校が 1 校、私立認定こども園が 3 園あります。児童生徒数は一部の地区で住宅地開発により増加していますが、町全体としては少子化の影響を受けて減少傾向にあります。

生涯学習施設としては、公民館が 10 箇所あるほか、紫波中央駅前に図書館があります。

体育施設としては、紫波運動公園・総合体育館、桜町河川グラウンド、多目的スポーツ施設サン・ビレッジ紫波、自転車競技場があります。紫波中央駅前地区には民間団体により岩手県フットボールセンターやオガールアリーナが整備されています。

文化的な施設としては、野村胡堂・あらえびす記念館があります。

矢巾町と文化・スポーツ施設の相互利用を行っています。

## 1-8 その他

---

### (1) 住宅

町営住宅は 6 団地ありますが、耐用年数を超過した建築物が増加しており、更新や改修の計画を進めています。

民間の住宅では持ち家の比率が高く、町内の住宅のうち 8 割以上が持ち家となっています。民営の借家に居住する世帯や間借りする世帯も少しずつ増えてきており、わずかながら割合としても増えています。

### (2) 災害発生状況

想定される災害としては地震や火災のほか、洪水と土砂災害があります。都市計画区域内での主な洪水は北上川沿いで想定され、土砂災害は山間部の傾斜地で想定されています。

これまでに都市計画区域内で多く発生している自然災害は、大雨や長雨、台風による北上川沿いの水害です。河川や水路、道路側溝などに流入する大量の雨水により、床上床下浸水や農地の冠水被害が発生しています。平成 25 年 8 月には、前例のない記録的な集中豪雨により、大小の河川沿いで洪水が、山間部では土砂崩れが発生し、約 300 棟の住家浸水や約 200 棟の非住家浸水のほか河川、道路などの公共土木施設や農地、農業用施設、林道などの農林業施設に甚大な被害を及ぼしました。

地震による被害は少なく、平成 23 年 3 月の東日本大震災でも大きな被害はありませんでした。

建築物の延焼などによる大火は発生していませんが、平成 9 年と 17 年に林野火災が発生しています。

### (3) 公害等

近年の公害関連の問い合わせは空き地空き家の不適切管理、ペットのマナー、野焼きによる大気汚染などが寄せられています。中でも町内全域から空き地空き家の不適切管理が多く

寄せられています。

## 2 町民意向の整理

まちづくりに関する町民の意向について、紫波町が実施した「町の通信簿 2023（町民意識調査）」、令和 5 年度に実施した「まちづくり計画に関する町民アンケート・中学生アンケート」での意見から整理します。

### 2-1 町民意識調査

#### (1) 町民意識調査の概要

「町の通信簿（町民意識調査）」は、持続的に行政経営品質を向上させるために、2001 年（平成 13 年）から隔年で実施しているものです。住民満足の基準となる物差しを作成し、町の総合計画に基づく各施策に対して町民が感じている重要度と満足度を定期的に調査・分析することにより、行政サービスの向上に資するとともに各施策を実施、評価及び改善するうえでの指標にしています。

本計画の平成 25 年策定時は、「町の通信簿 2011」の結果を踏まえた検討を行いました。今般の見直しでは「町の通信簿 2023」の結果を踏まえて検討します。

#### (2) 町民意識調査の結果

- 総合評価として、「生活全般の満足度」は前回（2019）調査より 13.3%上昇して、79.1%とかなり高くなっており、「行政サービスの満足度」は前回調査より 1.8%上昇して、63.1%とやや高くなっています。また、「定住希望」は前回調査より 0.3%低下したものの、83.6%と極めて高くなっています。
- これら 3 項目について、居住地区を東部地域（彦部地区、佐比内地区、赤沢地区、長岡地区）、中央地域（日詰地区、古館地区、赤石地区）、西部地域（水分地区、志和地区）の 3 地域に区分して地区別観点で高さを比較すると、「生活全般の満足度」は中央地域、西部地域、東部地域の順、「行政サービスの満足度」は西部地域、中央地域、東部地域の順、「定住希望」は西部地域、中央地域、東部地域の順となっており、9 地区のうち彦部地区が 3 項目とも最も低くなっています。
- 政策分野のうち、都市計画関連である「自然と調和した安全で快適なまち」は、6 分野中 2 番目に満足度が高い「A-」評価となっており、特に「上下水道」は最高ランク「AAA+」であり、これに「交通安全・防犯」の「A-」が続きます。
- 施策項目別評価対象全 38 項目のうち都市計画関連は 11 項目であり、重要度は高いが満足度が低い＜重要改善領域＞には「公共交通」「災害時の備え」が属し、重要度も満足度も高い＜重要維持領域＞には「防犯」「道路」「防災」「河川」「都市計画」「交通安全」「住宅」「上下水道」が属しています。また、重要度も満足度も低い＜観察領域＞は「公園」が属しています。

## 2-2 まちづくり計画に関する町民アンケート・中学生アンケート

### (1) アンケートの概要

町では、「紫波町都市計画マスタープラン」の見直しと「紫波町立地適正化計画」の新規作成にあたり、町民のまちづくりに対する考え等を踏まえるための基礎資料とするべく、全町民を対象とした「まちづくり計画に関する町民アンケート」と町内の中学校の1年生と3年生を対象とした「まちづくり計画に関する中学生アンケート」の2つのアンケートを実施しました。

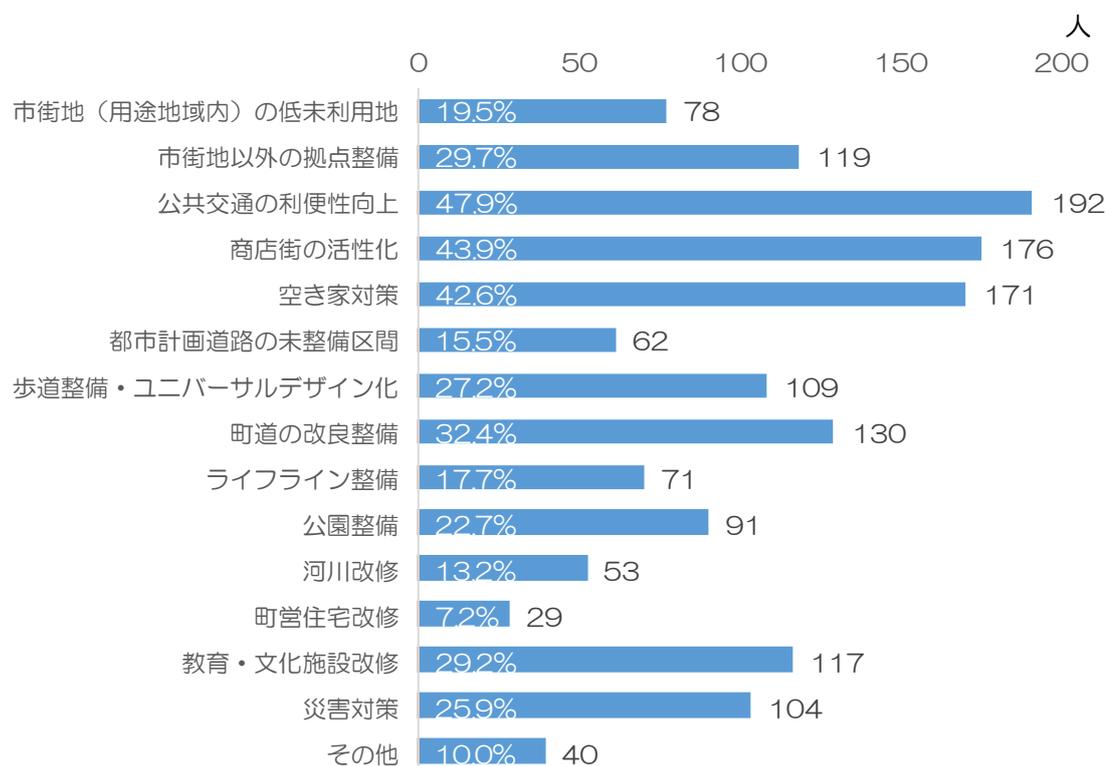
なお、中学生アンケートは、将来に向けてのまちづくりへの関心の醸成も図ることも目的としました。

### (2) アンケートの結果

2つのアンケート結果報告書から「まちづくりの課題」に関する設問結果を抜粋します。

#### ①まちづくり計画に関する町民アンケート

問い 紫波町のまちづくりにおける課題と考えるものは何ですか。(複数回答可)



★まちづくりの課題としては、最多が47.9%で「公共交通の利便性向上」としており、続いて「商店街の活性化」「空き家対策」についても4割以上が課題と認識しています。

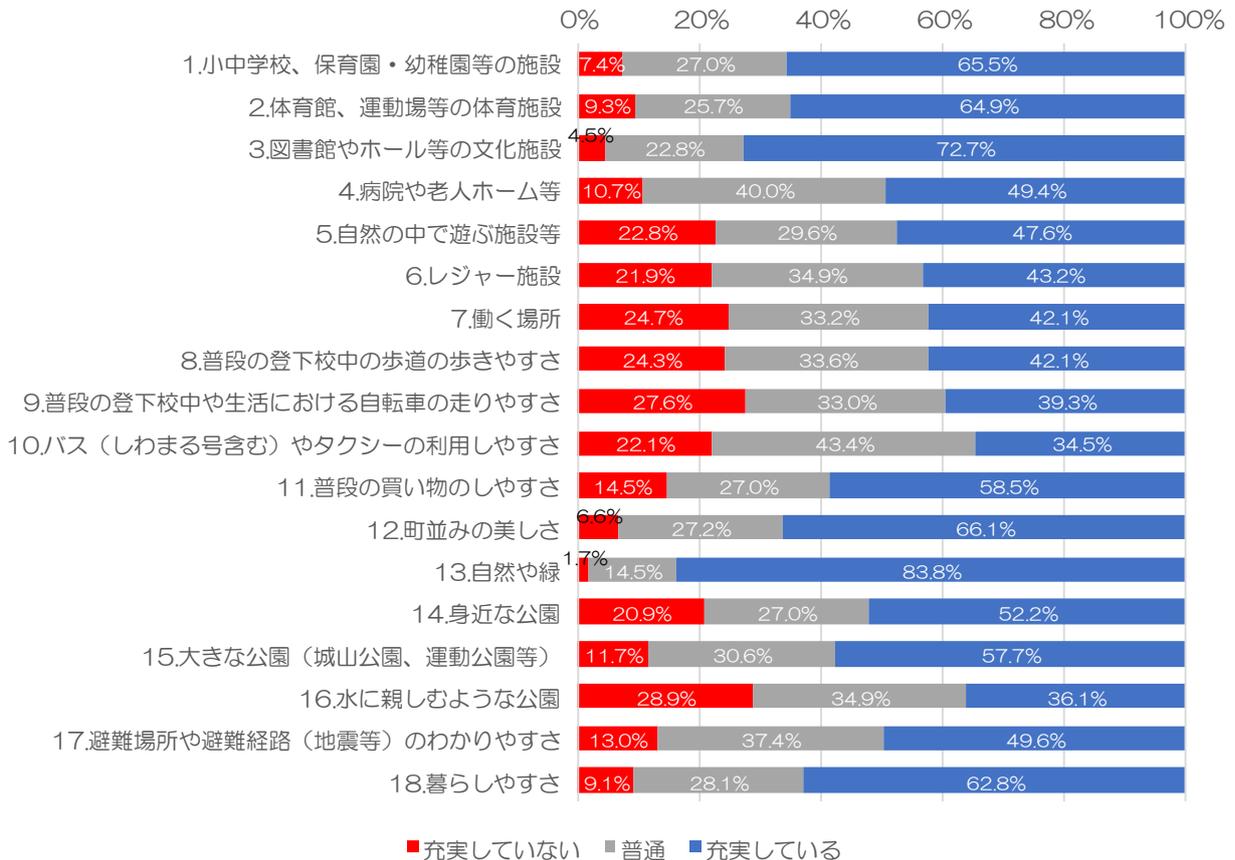
★「その他」としては、「学校環境」「観光振興」「企業誘致」「子育て環境」「獣害対策」「町内会負担」「道路環境」「病院誘致」「農業対策」「福祉対策」などの分野につい

て複数の回答がありました。

## ②まちづくり計画に関する中学生アンケート

問い 紫波町のまちづくりに関する各項目の「現状の充実度」と「将来の希望」についてお答えください。

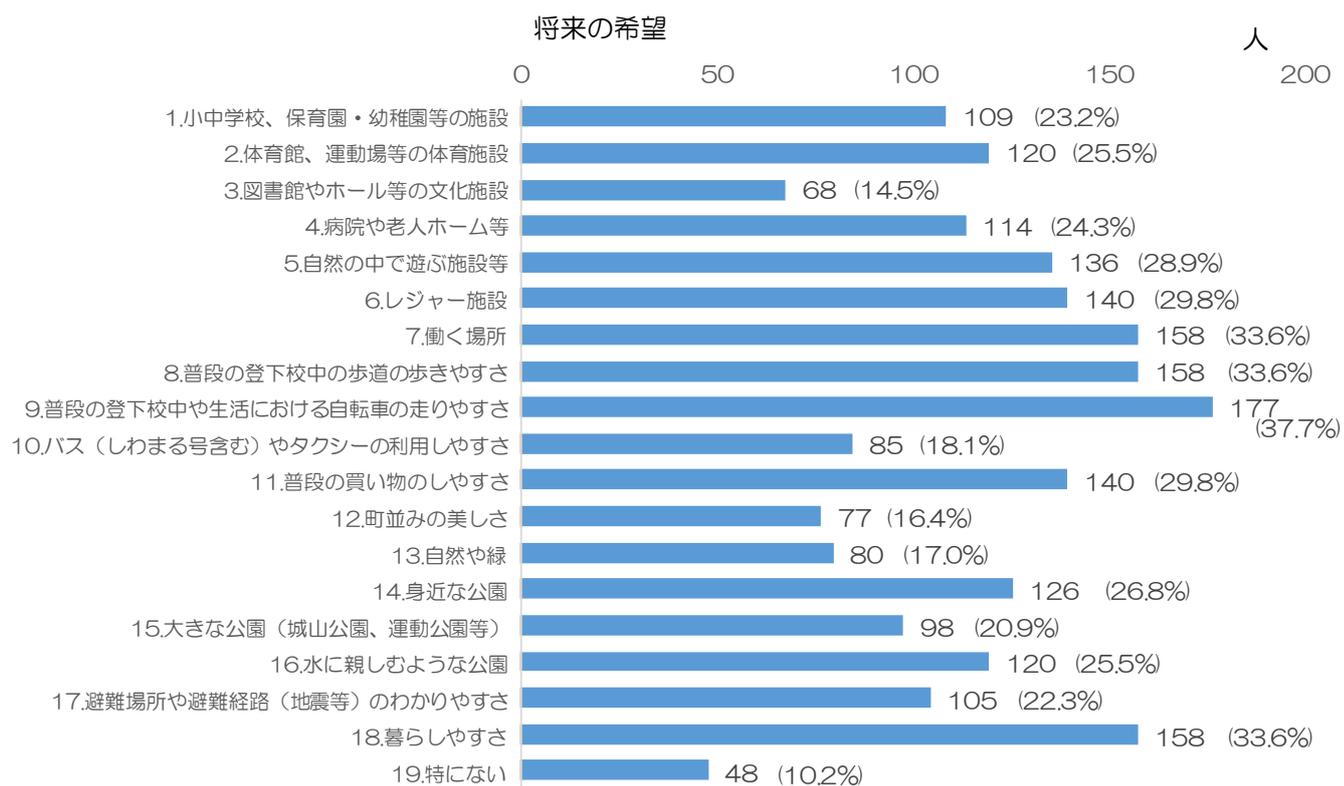
3区分による現状の充実度



★1～18のうち「充実している」との評価の最多は「13.自然や緑」の83.8%で、これに「3.図書館やホール等の文化施設」の72.7%、「12.町並みの美しさ」の66.1%が続きます。

★このほか、過半数が「充実している」と評価したものは、割合が高い順に「1.小中学校、保育園・幼稚園等の施設」「2.体育館、運動場等の体育施設」「18.暮らしやすさ」「11.普段の買い物のしやすさ」「15.大きな公園（城山公園、運動公園等）」「14.身近な公園」であり、18項目のうち9項目となっています。

★一方、「充実していない」との評価の最多は「16.水に親しむような公園」の28.9%で、これに「9.普段の登下校中や生活における自転車の走りやすさ」の27.6%、「7.働く場所」の24.7%が続きます。また、これら3項目とも「充実している」との評価も半数未満となっており、全体的に充実度評価が低いと言えます。



★将来希望の最多は、「9.普段の登下校中や生活における自転車の走りやすさ」の37.7%であり、これに「7.働く場所」「8.普段の登下校中の歩道の歩きやすさ」「18.暮らしやすさ」の3項目が同率の33.6%で続きます。

## 3 課題の整理

### 3-1 都市整備の現状と課題

#### (1) 人口・土地利用

- 令和2年度の国勢調査によると、町民の約93%が都市計画区域内に居住し、約52%が用途地域内に居住しています。用途地域内人口の割合は年々高くなっています。
- 用途地域の約14%の土地が農地となっており、日詰駅東側や紫波中央駅東側に多く見受けられますが、宅地への転換が徐々に進んでいます。
- 非可住地を含む用途地域内の人口密度は26.6人/haです。農地の多い地域や斜面樹林の残る地域などでは20人/ha以下の地域も見受けられます。紫波中央駅西側や古館駅東側などの宅地開発分譲地では、60人/ha以上の人口密度となっています。
- 用途地域南部に指定されている工業専用地域（南日詰工業団地）やこれに隣接する準工業地域において、工業施設はあるものの、農地や住宅地となっているところも多く、工業地としての利用が進んでいません。加えて、大規模工場が閉鎖された跡地についても、社会経済状況の変化により代替の工場立地も困難な状況となっています。
- 一方、用途地域内の宅地利用や人口集積を進めるとともに、望ましい土地利用を誘導し、住環境や操業環境を保全するための方策が以前にも増して必要となっています。また、人口減少により空き地や空き家の増加が懸念されることから、対策が必要と考えられます。
- このため、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、立地適正化計画制度の活用や、この趣旨に沿った用途地域の一部見直しが求められています。
- 日詰商店街の活性化については、地元の継続的な取り組みが行われています。日詰駅前地区についても、有志によりにぎわい創出に向けた取り組みが行われており、このような活動の継続が必要です。

#### (2) 都市施設

##### ア 道路・公共交通

##### ■町道整備状況（整備済み都市計画道路を含む）

	実延長	改良延長（改良率）	舗装延長（舗装率）
平成11年度末	906.3km	515.0km（56.8%）	333.3km（36.8%）
平成23年度末	943.4km	572.8km（60.7%）	367.0km（38.9%）
令和5年度末	948.6km	588.5km（62.0%）	388.7km（41.0%）

※舗装率には防塵舗装を含まない。

（道路現況調査）

■都市計画道路整備状況（国県道を含む）

	都市計画決定延長	整備延長（整備率）	
平成 11 年度末	23.00 km	15.86km（69.0%）	（都市計画課調）
平成 23 年度末	23.75 km	17.04km（71.7%）	
令和 5 年度末	23.75 km	17.34km（73.0%）	

- 町道は、1・2級以外のその他の道路の改良や舗装が遅れています。総延長が伸びたことでもあります。24年間で改良率は5.2%、舗装率は4.2%程度の増加にとどまっています。
- 耐久性の低い防塵処理は寿命が来ています。また農村部においては砂利道が多く、高齢者の安全な通行に支障となっています。そのため、優先順位を明確にししながら、町道の改良や舗装を継続して行うことが必要となっています。
- 都市計画道路は10路線を都市計画決定していますが、この24年間の整備は、日詰駅前地区の面整備区域内及び東裏中新田線の合計約1.5kmの区間にとどまっています。未整備区間については、その必要性や配置、構造、規模、整備効率等を考慮した柔軟な見直しを行い、その上で骨格的道路網の整備を推進することが必要となっています。
- 紫波中央駅は二酸化炭素排出抑制策と利便性向上の目的で駐車場を整備して以来利用者が増加しており、住民のパークアンドライドスタイルが浸透してきています。他の2駅は既存の民間月極駐車場がありますが、更なる駐車場の確保を期待する声が高まっています。
- 高齢化社会の進行に伴い、鉄道駅構内及び駅前周辺の歩行空間に安全性の確保が求められています。
- 路線バスの利用者が減少し、運行が厳しくなっています。
- 幹線道路の大型車混入率が高く、また不連続な歩道があることから、歩行者が安心して円滑に移動できるよう歩道を整備し、歩行空間のユニバーサルデザイン化を進めることが必要です。

注）歩行空間のユニバーサルデザイン化：国土交通省道路局では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（通称「バリアフリー法」）に基づき、歩行空間におけるユニバーサルデザインを進めると説明しています。ユニバーサルデザインの思想は、すべての人が使いやすいモノ、街をつくる（設計段階からデザインする）ことですが、すべての人が満足するものをつくることは、大変に難しいのが実情です。したがって、ユニバーサルデザインを理想としつつ、バリアフリーの観点（障害除去）を積み上げて行くことを大切にしながらまちづくりを行うことをユニバーサルデザイン化ととらえます。

## イ 公園

### ■公園整備状況

	総面積	町民一人当たり面積
平成 11 年度末	39.02ha	11.58 m <sup>2</sup> /人
平成 23 年度末	40.09ha	11.80 m <sup>2</sup> /人
令和 5 年度末	40.58ha	12.40 m <sup>2</sup> /人

(土木課調)

- 町民一人当たりの公園面積は 12 m<sup>2</sup>を越えていますが、公園総面積の 8 割は城山公園と紫波運動公園によるものです。
- 都市計画決定された近隣公園と街区公園は、紫波中央駅から紫波運動公園にかけてと古館駅前の一帯に合わせて 7 箇所あり、土地区画整理事業や規模の大きい住宅地開発により整備されています。
- この他に 88 箇所の都市公園がありますが、開発に伴う小規模な公園が大半を占めています。
- 用途地域内では、比較的身近に公園がありますが、規模や形状、高齢者や子どもの生活の変化など様々な要因により、あまり利用されていない公園もあります。
- そのため今後は、地域住民の利用ニーズにあった再整備や地域住民による維持管理などを更に進め、身近な公園にしていく必要があります。

## ウ 上水道

### ■上水道整備状況

	給水人口	普及率
平成 11 年度	30,603 人	92.5%
平成 23 年度	32,060 人	96.5%
令和 5 年度	30,314 人	94.9%

(水道事業所調)

(水道企業団調)

- 上水道の普及率は 24 年間で 2.4%向上し 94.9%に達しています。
- 浄水施設の改修等の課題は、岩手中部水道企業団策定の水道ビジョンに基づき、同企業団により解決が図られます。

## エ 下水道

### ■下水道整備状況

	汚水処理人口普及率	水洗化率
平成 14 年度末	68.6%	59.1%
平成 23 年度末	88.8%	81.0%
令和 5 年度末	94.6%	90.9%

(下水道課調)

- 公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水、浄化槽の整備により、河川・水路の水質は良好に維持され、健全な水循環系が保たれており、安定した事業継続が必要です。
- 汚水処理人口普及率は 21 年間で 26%向上し、94.6%となっています。引き続き普及率の向上を図ることが必要ですが、老朽化した下水道施設の適切な更新や耐震対策も行わなければならない、費用の確保が困難な状況のため、中長期的な見通しに立った計画的・効率的な経営が必要です。
- 家庭の水洗化率向上や下水道に流す汚水への配慮、施設の草刈、清掃などは、住民や愛護団体などの理解と協力が必要不可欠となっています。

## オ ごみ処理

### ■ごみ処理の状況

	ごみ排出量	年間1人当たりごみ排出量	
平成 11 年	8,234 トン	224.8 キログラム/人	(環境課調)
平成 23 年度	6,393 トン	188.2 キログラム/人	
令和 5 年度	6,666 トン	203.8 キログラム/人	

- ごみ分別をすることで資源化を推進した結果、年間 1 人当たりごみ排出量は減少しています。
- ごみ分別説明会や集団資源回収を支援することで、ごみの排出量を減らしていくことが必要です。
- 盛岡広域環境組合が設立され、令和 14 年度から盛岡広域 8 市町で焼却ごみの処理を行う予定となっています。

## カ し尿処理

### ■し尿処理の状況

	し尿処理量		
平成 11 年度	13,363 k ℓ (し尿 12,180 k ℓ + 浄化槽汚泥 1,183 k ℓ)		(環境課調)
平成 23 年度	10,639 k ℓ (し尿 5,623 k ℓ + 浄化槽汚泥 5,016 k ℓ)		
令和 5 年度	9,742 k ℓ (し尿 3,424 k ℓ + 浄化槽汚泥 6,318 k ℓ)		

- し尿処理の量は 24 年間で約 27%の減量となっており、今後も減少すると予測されます。

## キ 河川

### ■準用河川の整備状況

	指定延長	整備計画延長（指定延長に対する整備計画率）	整備済延長（指定延長に対する整備率）	計画の整備完了率
平成 23 年度末	13.70km	4.19km (30.58%)	3.97km (29.0%)	94.7%
令和 5 年度末	13.70km	4.29km (31.31%)	4.29km (31.3%)	100.0%

（土木課調）

- ・ゲリラ豪雨などの大雨や土地の保水力の低下などにより洪水が起き、河岸の浸食や冠水、浸水被害が発生しています。
- ・岩崎川及び太田川、滝名川については、県河川整備計画において、平成 20 年以降概ね 20 年間のうちに整備される河川に位置づけられています。
- ・町が管理する準用河川の計画的整備は、平成 30 年度末までに完了しましたが、他の町管理の河川については、治水防災の観点から地域の実情に応じた改善を行っていく必要があります。
- ・適切な維持管理のため、日常における情報収集や住民等との連携・協力を強化することも必要となっています。

#### ク 教育文化施設等

- ・女性の社会進出や子育て経験の少ない親世代の増加に伴い、保育所や認定こども園など子どもを預かる場の確保や多様な運営形態の導入が必要となっています。また、少子化のため地域間に二重の差が発生し、既存施設での対応が困難になってきています。
- ・小・中学校の児童生徒数は、一部の地区で住宅地開発により増加していますが、町全体としては少子化の影響を受けて減少傾向にあります。
- ・小・中学校の老朽化した施設について、計画的な修繕を継続して行う必要があります。
- ・老朽化が進む公民館の施設改修が求められています。
- ・文化財資料の適正な保管や常時展示ができる拠点的な資料館の設置が望まれています。また、平泉関連史跡等への見学が増えていますが、案内板、説明板などが十分ではありません。
- ・体育施設の老朽化が著しく改修を必要とする箇所が多いため、計画的に整備することが必要となっています。

### （3）その他

#### ア 住宅

- ・町営住宅の建て替えや改修を計画的に進めていくことが必要です。
- ・民間住宅では、賃貸住宅も含めて高齢者や障がい者に配慮した仕様への転換や、町産木材を利用した家づくり、環境に配慮した家づくりなどを行っていくことが必要となっています。

## イ 環境

- 町では、環境・循環基本計画を定めて、①資源（有機、森林、無機）を有効活用する資源循環、②今ある環境の保全、創造、③世代間・地域間でくらしから学ぶ環境学習、④環境、循環を通じた交流の4項目を柱としたまちづくりを進めており、都市計画においてもこれらを念頭に置いたまちづくりが求められます。公共施設や民間施設の整備における町産木材利用や新エネルギー利用の促進、省エネルギー対策の推進などをはじめ、次世代に引き継ぐためのソフト事業等も一層の推進を図っていく必要があります。
- 人口減少や高齢化により土地や建築物などの荒廃も懸念されることから、所有者はこれらの維持管理に十分に配慮し、また行政や地域が協力して対策を講じる必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を公共施設へ積極的に導入するとともに、一般の住宅にも設備の導入を促進していく必要があります。

## ウ 防災

- これまでは、河川改修や下水道整備などの治水対策や洪水と土砂災害のハザードマップの作成、建築物の耐震診断・耐震改修などを進めてきました。今後は、人口減少、少子高齢化、財政的・人的制約などの状況の変化に対応していくため、地域や企業との協働により防災対策の一層の強化が必要となっています。

## エ 景観

- 町内には豊かな自然的景観や歴史的資源があります。今後は、この財産を生かした景観の保全や、それにふさわしいまちなかの景観づくりを進めていくことが必要です。
- 町内の空き家率は比較的低いものの増加傾向にあり、管理不全による都市景観の悪化を防ぐために対策を講じる必要があります。

# 4

## 将来目標の設定

### 4-1 将来都市像

#### (1) まちづくりの将来都市像と基本理念

岩手県が平成 16 年に策定した「紫波都市計画区域マスタープラン」(都市計画法第 6 条の 2 に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)における都市計画区域の将来像は「共生・協働・交流により発展する快適環境都市」とし、「安全で安心な暮らしのための居住環境の形成」などの基本方針を掲げています。

一方、紫波町が令和 2 年 3 月に策定した「第三次紫波町総合計画」におけるまちづくりの将来像は「暮らし心地の良いまち」とし、基本理念に「循環型のまちづくり」「協働のまちづくり」「多様性のあるまちづくり」の 3 つを掲げ、さらに 5 つの分野別方針を示しています。

本都市計画マスタープランは、紫波町第三次総合計画に示されたまちづくりを都市計画の立場から実現していくため、第三次総合計画と同じ将来像を掲げるものとします。

<将来像>	暮らし心地の良いまち
-------	------------

自然や農村空間と都市的なコンテンツとの調和がとれた環境の中で、町民をはじめ、町に関わる多様な人たちがお互いを尊重し、認め合い、支え合うことで、心豊かに暮らせる地域をつくり、町に暮らす誰もが町民であることに誇りを持ち、将来に希望を抱けるまちをつくっていきます。

そして、多くの人から、この町に「暮らしてみたい」、「暮らしてよかった」と思ってもらえる町を目指します。

これまで進めてきた「循環型のまちづくり」と「協働のまちづくり」の取組みを継続・深化させながら、町民一人ひとりの「多様性」を強みにまちづくりを進めます。

## (2) まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針は、第三次紫波町総合計画において定められた5つの未来を実現するための分野別方針に即して次のとおり設定します。

### 1【健康・安心】 誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

誰もが快適な家に住み、働き、散歩や買い物、旅行や生涯学習などを楽しみ、人と交流する。そのような安心して暮らせるまちにするために、住宅や道路などの安全性や防犯性、店舗をはじめとして生活に関わる様々な施設の利便性、駅やバスなどの公共交通機関の利便性を高め、人との交流や社会参加が容易にできる環境づくりを行います。

### 2【自然・産業】 豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち

豊かなくらしを支えている自然環境や生活環境を守りながら土地利用を行います。そして自然や文化、歴史を生かして産業の振興を図り、交流を盛んにし、にぎわいを創出して、紫波町らしい（紫波のかおりのする）まちづくりを進めます。

### 3【安全・快適】 自然と調和した安全で快適なまち

計画的なまちづくりを進め、機能的な市街地を形成します。また、まちの安全性と利便性を高めるため、既存の計画にとらわれ過ぎずに計画の見直しを柔軟に行い、都市基盤施設の整備や更新、維持管理を行います。防災においては自助や共助による減災も進めていきます。

### 4【子ども・教育・文化】 郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち

子どもたちがまちの自然や文化、歴史、循環型まちづくりなどに親しみ、心も体も健やかに育ち、まちを誇りに思えるようなまちづくりを行います。そのため、子育てに配慮した都市基盤の整備を進めるとともに、子どもたちが、まちづくりや地域の交流、保全活動などを地域と一緒に学習や体験することができるような機会を創出します。

### 5【自治・参加】 多様性とつながりのある暮らし心地の良いまち

市民と行政が協働でまちづくりを進めていくため、地域づくりの様々な局面において、話し合いで課題解決に向かい、その地域の実情に合った協働の地域づくりを進めていきます。

## 4-2 将来フレームの設定

平成 25 年策定時と同様にマスタープランは平成 25 年度から概ね 20 年後までの計画とします。したがって、基準年次を平成 23 年、目標年次を令和 13 年とします。

まちの将来像を描くために、まず人口や産業等の指標についてのフレーム（枠組み）を推計します。

### (1) 人口フレーム

町の総人口は、紫波町第三次総合計画との整合を図ります。

都市計画区域人口は、これまでの町の総人口に対する都市計画区域人口割合の推移から将来の割合を算出して、推計します。

#### ■将来人口

	基準年次	中間年次	目標年次
	平成 23 年	令和 3 年	令和 13 年
町の総人口	33,200 人	32,100 人	30,700 人
都市計画区域人口	30,430 人	29,690 人	28,610 人

### (2) 産業フレーム

産業フレームは、紫波町第三次総合計画では算出していないため、目標年次における推計値は、平成 25 年策定時に算出した推計値とします。

#### ■産業別人口推計値

		基準年次	中間年次	目標年次
		平成 23 年	令和 3 年	令和 13 年
就業者数		17,270 人	15,886 人	13,905 人
内訳	第 1 次産業	2,577 人	1,960 人	1,463 人
	第 2 次産業	3,479 人	2,688 人	1,974 人
	第 3 次産業	11,213 人	11,218 人	10,468 人

#### ■実質純生産額推計値

		基準年次	中間年次	目標年次
		平成 23 年	令和 3 年	令和 13 年
総生産額		65,794 百万円	67,391 百万円	68,771 百万円
内訳	第 1 次産業	3,634 百万円	3,336 百万円	3,150 百万円
	第 2 次産業	13,777 百万円	11,957 百万円	10,874 百万円
	第 3 次産業	48,383 百万円	52,098 百万円	54,747 百万円

### (3) 土地利用フレーム

土地利用フレームは、人口フレーム及び産業フレームと現在の土地利用状況を勘案して設定します。

住宅地については、用途地域には人口密度が低いところも多く、空き地や農地などの都市的未利用地が見られます。これに対して、将来の町人口は現在よりも減少し、用途地域内居住人口も急増はしないものと予測されます。また、農業農村の維持のため集落地における定住促進も必要なことから、目標年次における用途地域内人口密度は、都市計画法において市街地の基準とされている40人/haを下回ることが予想されます。

また、第2次産業人口及び実質純生産額は、将来減少することが予測されています。工業系用途地域にはまとまった都市的未利用地が存在しています。

第3次産業の実質純生産額も大きな伸びは見込まれていません。

こうしたことから、基本的には市街地の拡大は見込まれません。ただし、用途地域の隣接地域で過去の開発により既に一団の住宅地を形成している部分や、社会情勢の変化等によって合理的な都市整備が求められる場合で農業振興地域との調整が可能な部分などについては、必要に応じて用途地域の見直しなどを行います。

## 4-3 将来都市構造

---

将来都市構造は、町の地形や交通網、土地利用状況、土地利用規制等を総合的に踏まえ、拠点、交通軸及びゾーニングを設定します。現在の土地利用区分を維持することを基本として、町の振興につながる土地利用を進めるとともに、格子状道路網によって地域や拠点、駅などをネットワーク化し交通の利便性を高めます。

### (1) 拠点

#### ア 都市中心機能拠点

紫波中央駅周辺から日詰商店街にかけての一角を、「行政・公益」と「商業」の都市中心機能拠点として位置づけます。日詰商店街地区は町の中心商業地、紫波中央駅前地区は情報交流機能を備えた新たな公益・行政の拠点、日詰西地区は2地区を繋ぐ業務地区として役割を分担し、地区を囲む幹線道路で回遊と連係を図ることにより、活動的で魅力ある都市中心機能拠点を形成します。

#### イ 交通アクセス拠点

鉄道の駅3カ所と紫波インターチェンジを交通アクセス拠点として位置づけます。

## ウ 工業拠点

用途地域南部の工業専用地域（南日詰工業団地）及び準工業地域（北日詰字城内）、並びに犬淵工業団地、上平沢地区工業団地を、工業拠点として位置づけますが、工業専用地域は鉄道駅に近接する地域特性を活かした産業誘致による土地利用を図るため、寄宿舍等建設も許容する用途への変更を行います。

## エ 観光交流拠点

ラ・フランス温泉館周辺、野村胡堂・あらえびす記念館周辺、及び都市計画区域外ではありますが紫波フルーツパーク周辺を、観光交流拠点として位置づけます。

## オ 森林交流拠点

都市計画区域外ではありますが、山王海ダム周辺、ゴルフ場周辺及びあづまね生活環境保全林を、森林交流拠点として位置づけます。ただし、体験学習等の多くの交流事業は集落に近い里山で展開される例が多いため、観光交流拠点や特定の集落などが実質の活動拠点の役割を担うことも想定します。

## (2) 交通軸

### ア 広域交通軸

都市計画区域においては、東北自動車道、国道4号、396号、456号、主要地方道盛岡和賀線、県道盛岡石鳥谷線を町の広域交通軸として位置づけます。

### イ 東西交通軸

格子状の骨格道路網を形成するため、主要地方道紫波江繋線、紫波インター線及び県道紫波栗石線を主軸として、広域交通軸以外の県道及び主要な町道を東西交通軸として位置づけます。

### ウ 市街地の軸

用途地域及びこれに隣接する住宅地においては、広域交通軸でもある国道4号を第一交通軸とし、都市計画道路北日詰朝日田線、北日詰箱清水線を第二交通軸としてこれを延伸し、市街地の軸を形成します。なお、同じく第二交通軸として位置付けている希望ヶ丘線は、都市計画決定の見直しについて検討を継続します。

## エ その他

他の都市計画道路及び主要な町道により格子状の市街地骨格道路網を形成します。

### (3) ゾーニング

紫波町全域を4区分6エリアに分けます。都市計画区域は、市街地形成ゾーンと田園ゾーンを主体とし、フルーツ観光ゾーンや森林ゾーンの一部にかかります。

#### ア 市街地形成ゾーン

町中央の国道4号やJR東北本線を軸とする用途地域から犬淵工業団地までのエリアを市街地形成ゾーンとします。市街地形成ゾーンは、都市機能や工業系施設の集積を図るゾーンです。

#### イ 田園ゾーン

市街地形成ゾーンの東西両側に広がる平坦な水田地帯を田園ゾーンとします。田園ゾーンは、農業生産を行いながら観光交流を推進するゾーンです。

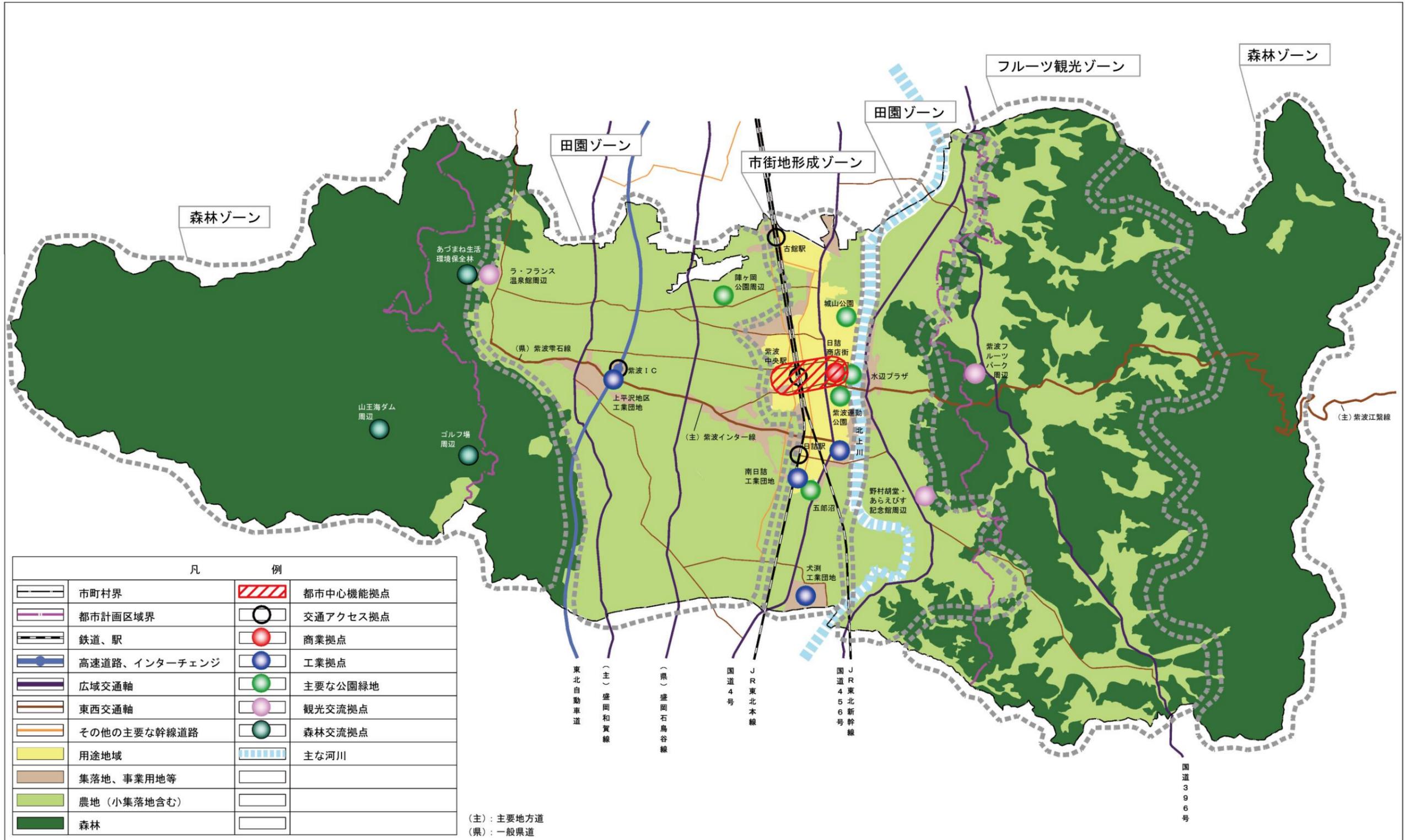
#### ウ フルーツ観光ゾーン

東部地域の田園ゾーンと森林ゾーンの間にある果樹園地帯は、フルーツ観光ゾーンとします。フルーツ観光ゾーンは、農業生産や里山の管理などを行いながら観光交流を推進するゾーンです。

#### エ 森林ゾーン

最も外側に位置する山林地帯を森林ゾーンとします。森林ゾーンは、森林を保全し多様な機能を活用するゾーンです。

# 将来都市構造図



凡 例			
	市町村界		都市中心機能拠点
	都市計画区域界		交通アクセス拠点
	鉄道、駅		商業拠点
	高速道路、インターチェンジ		工業拠点
	広域交通軸		主要な公園緑地
	東西交通軸		観光交流拠点
	その他の主要な幹線道路		森林交流拠点
	用途地域		主な河川
	集落地、事業用地等		
	農地 (小集落地含む)		
	森林		

(主) : 主要地方道  
(県) : 一般県道

## 5-1 土地利用方針

都市計画区域の土地利用方針を示します。

人口の減少を踏まえ、またより良い環境を守り次世代に引き継ぐため、用途地域内での宅地化と、森林やまとまった農地の保全を基本とした土地利用を行います。

## (1) 市街地形成ゾーン

用途地域においては市街地整備を計画的に進めるとともに民間の開発を誘導し、機能的で良好な環境の市街地を形成します。用途地域外においては、農地や集落地の環境を保全しながら製造業や流通業などの工業系施設の集積を生かして工業系産業の振興を図るとともに、産業の育成振興に資する土地利用についても検討していきます。

## ア 住宅地

住宅地は次の3地域（P62地域区分図参照）を中心に良好な市街地形成を図ります。

## ○古館地域

古館地域の住宅地は、今後も低層住宅地として良好な環境の維持形成を図ります。

城山公園から紫波総合高等学校までの丘陵地の宅地化にあたっては、樹林地や地形に配慮し、これを生かした良好な住環境を形成します。

高水寺字稲村、土手、二日町字北七久保、大橋の開発による住宅地は、住環境を維持し、周辺の農地との調和を図ります。これらの地区については住居系用途地域の指定を検討していきます。

## ○日詰地域

日詰商店街周辺の住宅地は、低中層の戸建て住宅や集合住宅が立地する地区とし、宅地開発の誘導や景観協定等の住民ルールの導入を図りながら、利便性が高く良好な環境の市街地を形成します。

紫波中央駅前地区は、景観を重視した住宅地となっており、引き続きその一角を環境配慮型の住宅地のモデル地区として、先導的で優良な居住環境の保全を図ります。

## ○赤石北地域

赤石北地域の住宅地は、低中層の戸建て住宅や集合住宅が立地する地区とし、宅地開発の誘導や景観協定等の住民ルールの導入を図りながら、利便性が高く良好な市街地を形成します。

工業系用途地域に形成された住宅地は、地区計画や緩衝緑地等により住環境の保全を図り

ますが、住宅地として一定のまとまりがある区画については、住居系用途地域への見直しも検討します。

#### イ 商業地、業務地

##### ○日詰商店街地区

日詰商店街地区は、都市中心商業地として、まちなか居住や商業、その他サービスの拠点施設の立地する地区とします。中心市街地活性化を推進し、にぎわい空間の形成を図ります。生活者向けの商店街づくりのみならず、地区の歴史や町の魅力が引き立つまちづくりを行っており、町内外の人々が訪れ交流する中心商業地とします。

##### ○紫波中央駅前地区

紫波中央駅前地区は、町の玄関口となる紫波中央駅があり、日詰商店街地区及び日詰西地区とともに都市中心機能拠点を形成する地区です。文化、教育、駅利用者や地域住民のための地域の商業、余暇・交流、情報発信等の都市機能がコンパクトにまとまった地区を形成します。

##### ○古館駅前地区

古館駅前地区は地域の中心拠点として、駅利用者や地域住民の利便に供するサービスや小売などの店舗が立地する地域の商業地とします。また、近隣の観光交流ポイントへの最寄り駅として周辺整備を図ります。

##### ○日詰駅前地区

日詰駅前地区は地域の中心拠点として、土地区画整理事業によって整備された良好な市街地環境を維持しながら、駅利用者や地域住民の利便に供する郵便局や公民館、店舗、事務所等の立地する地域の商業地、業務地とし、にぎわい創出を図ります。また、近隣の観光交流ポイントへの最寄り駅の周辺地区としてふさわしい案内サービス等の機能の充実を図ります。

##### ○日詰西地区

紫波中央駅東側の日詰西地区は、日詰商店街地区及び紫波中央駅前地区とともに都市中心機能拠点を形成する地区として、雇用創出につながる様々なサービス業務等の立地を促進します。

##### ○国道4号沿道

用途地域内の国道4号沿道は、自動車関連サービスや、広域的な商圈による個店個々の集客性に立脚した商業機能を主とする沿道型土地利用の推進を図ります。

## ウ 公益・行政業務地

商業地、業務地のうち、紫波中央駅前地区については、役場庁舎をはじめとした行政サービス及び民間の公益的な施設等が立地する町の公益・行政の中心地としていきます。

## エ 工業地、流通業務地

用途地域南端部の南日詰工業団地や用途地域南東部の工業系用途地域（北日詰字城内）は、今後も工業地として工業施設の集積を図り、地区計画等により操業環境と周辺環境との調和を図りますが、南日詰工業団地は鉄道駅に近接する地域特性を活かした産業誘致による土地利用を図るため、工業専用地域から寄宿舍等建設も許容する用途への変更を行います。

花巻市に隣接する犬淵工業団地は、花巻市や盛岡市への近接性や、国道4号や紫波インターチェンジの交通利便性から流通業務施設が集積しており、今後も流通業務地としていきます。

紫波町の産業振興として企業誘致活動や産業育成を行うにあたり、流通業務施設や工業施設といった工業系施設の立地は、南日詰工業団地やその他工業系用途地域、犬淵工業団地周辺、国道4号沿道、及び田園ゾーンの上平沢地区工業団地へ誘導を図ります。

## オ 農地、樹林地、集落地、事業用地、小規模な開発による住宅地

用途地域外の農地や樹林地は保全を基本としますが、営農環境との整合性や集落地の居住環境との調和に配慮しながら、地域産業、内発型産業、6次産業などの産業の育成振興に資する土地利用を検討していきます。

赤石地域の既存の集落や農家住宅の居住環境を保全します。そのため、紫波浄化センターや工業系施設、商業施設などの事業用地は、周辺の集落地や農地等との環境や景観の調和に配慮します。

開発により点在する既存の住宅地は、住環境を維持しますが、今後の開発の拡大は抑制します。

※1 内発型産業：誘致企業が外来型の産業であるのに対し、地域内での生活関連の経済活動を活性化する産業や地場産品の他地域に対する差別化やブランド化を進め外貨を得る産業など地域で育った産業をいう。地域に根づく地場産業や文化・資源と住民の意志や伝統を重視するものである。内発型産業の発展は地域の伝統・文化や自然と調和する可能性も高い。

※2 6次産業：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると6になることをもじった造語。（産業の結合を表現するには、掛け算の方が適切という人もいる。）

## (2) 田園ゾーン

市街地形成ゾーンの東西両側に位置する水田地帯は田園ゾーンとして集落地や農地の保全を図り、美しい田園地帯の維持・形成を図ります。

農地を保全し、農畜産物の安定供給と、土づくりを重視した循環型農業を推進します。

集落地は、農業集落排水など周辺の自然環境の保全に配慮した生活環境整備を行います。東部地域や西部地域では、住民の生活に必要な店舗などの生活利便施設も立地することを許容します。西部地域の集落地においては散居集落の形態の保全を図ります。

多数の歴史的自然的資源や保養・レクリエーション施設、観光施設、農産物産地直売施設があり、町内外から多くの人々が訪れていることから、これらを生かした観光交流を推進します。

既存の低層住宅地は、住環境を維持しますが、今後の開発の拡大は抑制します。

紫波インターチェンジ周辺の上平沢地区工業団地には、広域交通利便性を求めて流通業務施設や工業施設などの工業系施設が集積しており、今後も立地の誘導を図ります。

## (3) フルーツ観光ゾーン

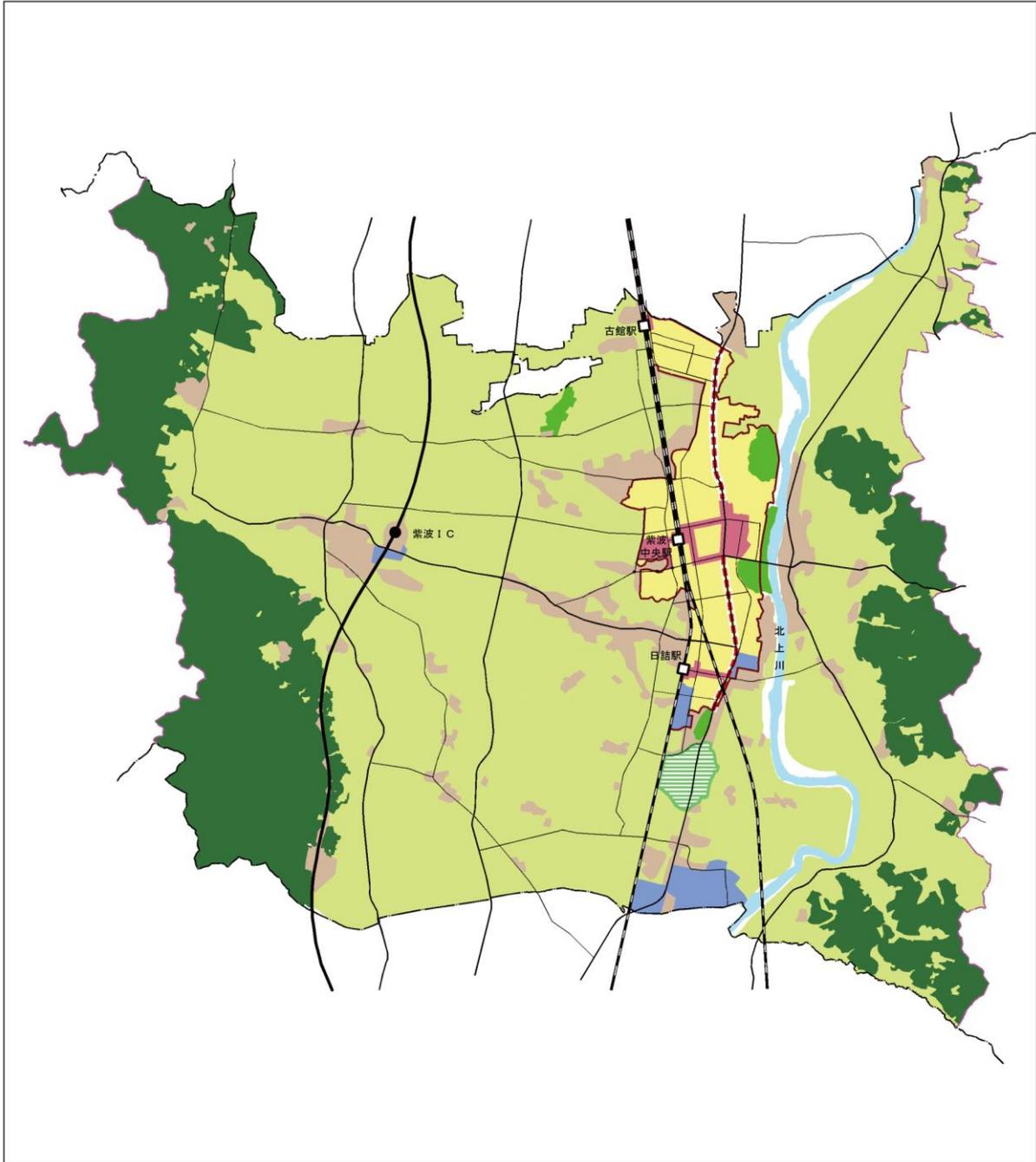
ほとんどが都市計画区域外である北上川東側の丘陵地では、リンゴ、ブドウ、モモなどの果樹園が広がり、「フルーツの里」づくりが進められており、「フルーツの町紫波」を担う果樹園地帯として、今後も農地の保全を図ります。

農産物産地直売施設や、農家レストラン、紫波フルーツパークなどの農村・都市交流施設があり、町内外から多くの人々が訪れていることから、これらの施設に加えて、地域の歴史や文化、里山の自然を生かした観光交流を推進します。

## (4) 森林ゾーン

ほとんどが都市計画区域外である森林ゾーンは、二酸化炭素の吸収源であり、水循環の源です。森林の保全に努めるとともに、森林の有する多面的機能を維持し、林業や森林学習、森林レクリエーションの場などに活用していきます。

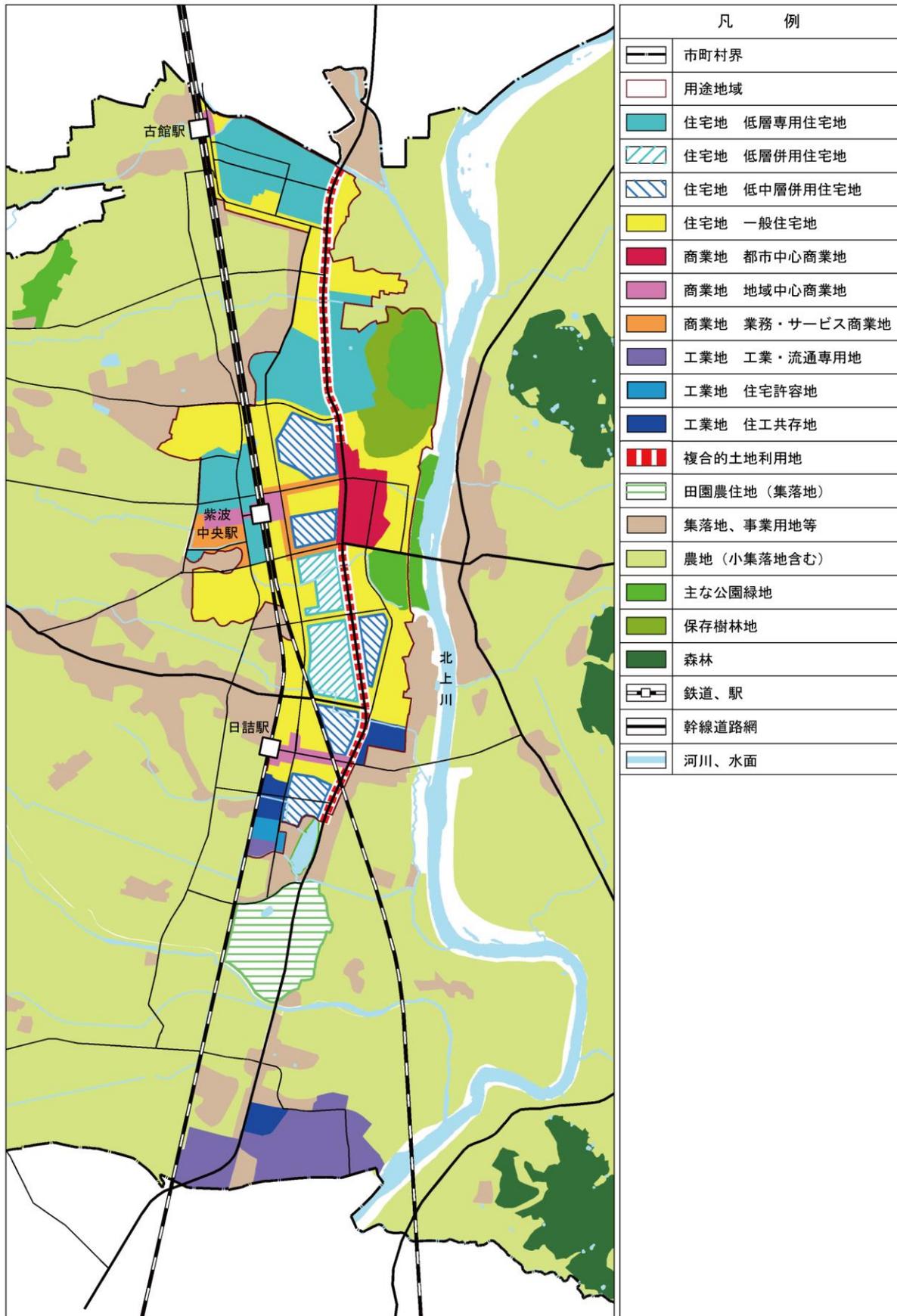
# 土地利用方針図



## 凡 例

	市町村界		集落地、事業用地等		
	都市計画区域界		農地（小集落地含む）		
	用途地域		主な公園緑地		
	住宅地		森林		
	商業地		鉄道、駅		
	工業地		幹線道路網、インターチェンジ		
	複合的土地利用地		主な河川、水面		
	田園農住地（集落地）				

## 土地利用方針図（市街地形成ゾーン）



凡 例	
	市町村界
	用途地域
	住宅地 低層専用住宅地
	住宅地 低層併用住宅地
	住宅地 低中層併用住宅地
	住宅地 一般住宅地
	商業地 都市中心商業地
	商業地 地域中心商業地
	商業地 業務・サービス商業地
	工業地 工業・流通専用
	工業地 住宅許容地
	工業地 住工共存地
	複合的土地利用地
	田園農住地（集落地）
	集落地、事業用地等
	農地（小集落地含む）
	主な公園緑地
	保存樹林地
	森林
	鉄道、駅
	幹線道路網
	河川、水面

## 5-2 交通体系の方針

鉄道やバスなどの公共交通機関、道路についての方針を示します。公共交通の利用を促進し、“人に優しく”を合言葉に、歩行者の安全に配慮した利便性の高い道づくりを進めます。

### (1) 便利な公共交通環境の形成

高齢者等交通弱者や観光客など来訪者の足となり、また二酸化炭素排出量を減らして環境にやさしいまちづくりを進めるため、鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性を高めるとともに、公共交通機関相互の連絡など、総合的な交通体系を検討します。

紫波中央駅前駐車場の運営により効果を上げているパークアンドライド施策を継続するとともに、日詰駅や古館駅の周辺での駐車場確保を検討し、同様の効果の拡大を図ります。

鉄道駅のバリアフリー化を目指すとともに、紫波中央駅は東側からのアクセスの改善を図ります。

### (2) 都市の暮らしを支える道づくり

日詰駅前地区周辺の都市計画道路の整備を進め、日詰駅の利用促進や地域内交通の利便性と安全性の向上を図ります。

そのほかの都市計画道路未整備区間については、地形の制約や費用対効果などを考慮し、都市計画決定の見直しを行います。また、必要に応じてその他の町道などを利用した柔軟な道路網整備を行います。

都市計画道路北日詰朝日田線と県道古館停車場線を接続する、国道4号とは別の南北に連絡する幹線道路を確保し、古館地域の交通の利便性の向上と古館駅の利用促進を図ります。

また、通過交通による住環境への影響や地域の分断に留意しながら、古館地域から盛岡市・矢巾町方面へ連絡する道路や、五郎沼など観光交流資源へのアクセスの向上を図る幹線道路網を検討します。

### (3) 人に優しい道づくり

修繕や補修を要する町道が多いため、緊急性や費用対効果、地域の協力や連携による対応など優先順位を明確にして、道路の改良や舗装を進めていきます。

定期的な清掃や草取り、スポット的な凍結道路面の融雪剤散布などの道路の維持管理については、まちピカ応援隊など市民によるボランティア活動と行政の連携により行っていますが、今後も継続して推進していきます。

交通量の多い路線については、高齢者等の移動を容易にするため、歩道の新設や改修を行って歩きやすい歩道の連続性を確保し、安全な道路によって学校や駅などの主要な施設のネ

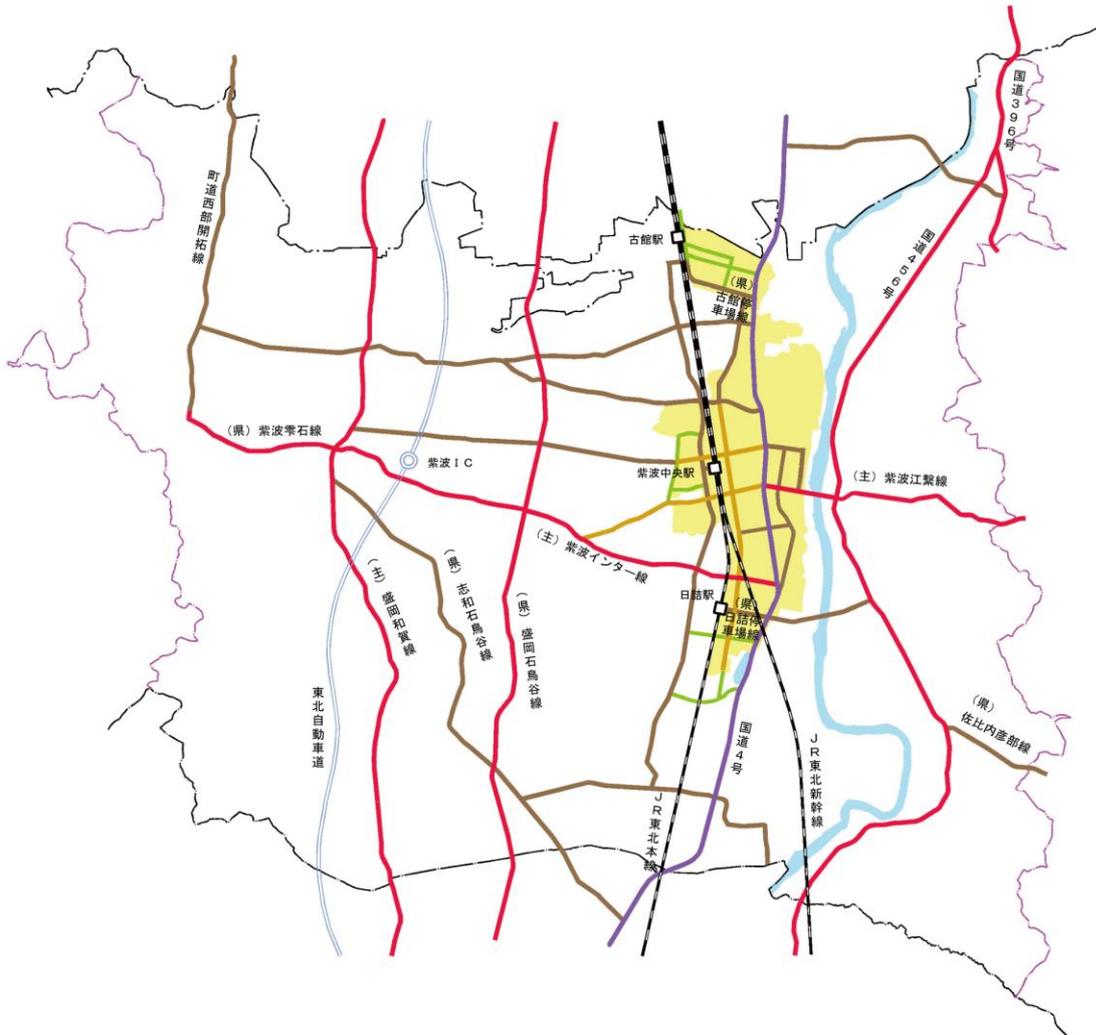
ネットワーク化を図ります。今後増加が見込まれる自転車と歩行者や自動車との共存について、話し合い検討していきます。

街灯や待避所の設置、歩車道区分の明示、車両の速度抑制、ドライバーへの注意喚起等の対策や交通規制など、地域と協力して検討し、危険箇所の解消に努めます。

※ まちピカ応援隊：まちピカ応援プログラム登録団体のこと。町では、市民の方々と協働による空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てのない快適なまちづくりを進めるため、町内の道路・公園等を対象区域として「アダプトプログラム（里親制度）」を導入し、「まちピカ応援プログラム」という名称で実施している。プログラムへの参加者は、活動内容について町と覚書を取り交わし、定期的継続的にボランティア活動（美化・清掃活動）を行っている。

## 幹線道路網方針図

(主)：主要地方道  
(県)：一般県道



### 凡 例

	市町村界		主要生活道路	<input type="checkbox"/>
	都市計画区域界		鉄道、駅	<input type="checkbox"/>
	用途地域	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	高速道路、インターチェンジ	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	主要幹線道路	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	幹線道路	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	都市内幹線道路	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	補助幹線道路	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>



## 5-3 公園・緑地の方針

---

公園と緑地についての方針を示します。公園や緑地の持つさまざまな機能を生かし、生活に密着し地域への愛着を醸成するような公園や緑地を整備します。

### (1) 都市公園の整備

城山公園や紫波運動公園以外では小規模な公園が多いため、低未利用地等を活用し、地域交流や一次避難地などの機能を発揮する街区公園以上の規模の公園を増やします。小規模公園については、少子高齢社会における住民の日々の交流や休息、健康づくりの場として再整備や維持管理を行います。また、都市公園以外の公園や広場についても、維持に努めます。

紫波運動公園は、市民の憩いと健康づくりやスポーツ振興の中心となるスポーツの拠点として位置づけます。

城山公園は、総合公園としての位置づけとともに、桜の名勝地、眺望点であることなどに配慮した整備・管理を行います。

### (2) 緑地の活用

水辺や樹林地などの自然や歴史的資源を内包する緑地を保全し、休養や学習の場として活用します。これにより郷土の自然や歴史に親しみ愛着を育む機会を増やします。

城山公園と陣ヶ岡公園及びこれら周辺の緑地を緑の拠点として、水辺プラザと五郎沼を水辺の拠点として位置づけます。また、北上川西岸に堤防も活用した散策コースを設定します。

この他にも、大正園（大巻館）や滝名川の河川敷など、市民により保全・活用されている緑地があり、今後も市民と行政が協力して身近な緑地の保全・活用を行っていきます。

### (3) 公園・緑地の利用促進と維持管理

公園や緑地の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮して園路や遊具等の施設整備を行い、子どもから高齢者、障がい者も利用しやすく楽しめるよう配慮します。

日常の清掃など公園や緑地の維持管理について、まちピカ応援隊や地域の愛護団体など、市民と行政の協力を進めていきます。

### (4) 緑化の推進

緑には、気温の調節や防風、大気の浄化、延焼遅延、土壌や雨水の流出の調整、景観形成、心理的安定効果など、さまざまな機能があります。そのため、協定や地区計画などのルールも活用し、まちなかの通りや宅地の中の緑化を進め、維持管理をきちんと行い、良好なまちなみと快適な都市環境の形成を図ります。



## 5-4 市街地整備の方針

市街地整備の方針を示します。人口減少社会において、既存の社会資本を生かしながら一人ひとりが快適に暮らすまちをつくるために、市民と行政が協力し、地区の状況に応じた市街地整備を進めます。

### (1) 拠点地区の市街地整備

#### ア 紫波中央駅前地区

紫波中央駅前地区は公民連携方式による施設整備等が完了し、オガールプラザ（地域交流センター、図書館、子育て応援センター、産地直売所、学習塾ほか民間サービス施設が入居する複合施設。）、役場庁舎等、官民の多様なサービス業務が集約されており、公益・行政業務、文化、教育、地域商業、余暇・交流、情報発信等の幅広い都市機能の維持を図ります。

※ 公民連携：公共施設の整備にあたって、町と民間事業者、NPO、町民等がそれぞれの役割を分担し、目的決定、施設整備・所有、事業運営、資金調達などを行うこと。

#### イ 日詰商店街地区

日詰商店街地区のにぎわい空間の形成に向けて、空き店舗対策等に取り組みます。また、商店街の不足業種の補充や簡易な小売市場の開設、道路や水辺プラザなども活用したイベントや祭りの開催、歴史的資源の更なる活用など、市民とともに新たににぎわいづくりを検討していきます。

町有地（旧役場庁舎跡地周辺）を有効活用するとともに、まちなか居住を推進するため、高齢者や子どものいるファミリー世帯が住みやすい住宅の供給を促進します。

#### ウ 日詰西地区

紫波中央駅東側の日詰西地区については、紫波中央駅へのアクセスの改善を図り、就業の場となる業務施設や住宅の立地を誘導します。

#### エ 古館駅前地区

古館駅前地区については、駅前ロータリー等の設置は完了しましたが、引き続き、高齢社会における、駅利用者や地域住民の利便性向上のため、店舗など生活利便施設の誘導や、地域社会との交流の場となる居場所づくりなどを検討します。さらに、陣ヶ岡陣営跡等への最寄り駅として、案内サービス施設や交通アクセスなどの観光交流機能の充実も併せて検討します。

## 才 日詰駅前地区

日詰駅前地区は土地区画整理事業によって都市基盤施設の整備が終了したことから、高齢者など地域住民の生活利便性の向上と地域のにぎわい創出のため、土地利用の効率化や店舗など生活利便施設の誘導、地域社会との交流の場となる居場所づくりなどを検討していきます。周辺には駅利用を促す駐車場の確保を検討していきます。

さらに、五郎沼や東部地域の野村胡堂・あらえびす記念館や遺跡などを訪れる人が利用する最寄り駅として、特徴ある駅前づくり、降りてみたいと思わせる駅前づくりやレンタサイクル基地の強化を図り、観光交流機能を導入するとともに、にぎわい創出を図ります。

地区内の都市計画道路に続く周辺都市計画道路である北日詰箱清水線の未整備区間を整備します。

### (2) その他の市街地環境整備

地区計画等のまちづくりルールを導入して、良好な市街地環境の維持形成を図ります。

南日詰工業団地や北日詰字城内の工業系用途地域においては、既存住宅地の住環境の保全を図りつつ工業施設の立地誘導を進めます。

## 5-5 都市防災の方針

---

防災に関する方針を示します。人々が安心して暮らせるまちづくり、災害に備えたまちづくりを推進するとともに、日ごろから防災についての知識の取得や訓練に努め、体制づくりを進めるなど、市民と行政が協力して備えを行っていきます。

### (1) 建築物

耐震診断や耐震改修、建て替えなどを進め、建築物の耐震性や耐火性の向上を図ります。建築物の外装タイル、ブロック塀や看板などの工作物についても、耐震性の確保に努め、地震の際の落下や倒壊の危険性を減らします。

浸水被害や土砂災害については、ハザードマップを活用し注意を喚起していきます。また、降雨時に住宅各戸で雨水を貯留し浸透させ、一時的に流出を抑制するなど、市民と行政が協力して浸水被害を抑えるよう対策を行っていきます。

## (2) 都市基盤施設

公園や広場など一次避難地の確保や、避難路、緊急輸送路となる幹線道路の整備に努めます。

橋梁や法面等の構造物の安全性の総点検を行い、危険箇所は対策工事を施します。

下水道処理施設の耐震性の向上を図ります。また、緊急時の対応策として、緊急時バックアップ機能の確保を計画的に進めます。

## (3) 河川、水路

北上川は国の河川改修事業により整備を進めます。太田川は県の河川改修事業により整備を進めます。町が管理する河川については改修事業を進めるとともに、排水ポンプ場や水門の点検、整備を行います。

市民による日常の監視や情報提供、清掃活動を広めるとともに、浸水シミュレーションの活用や市民への情報発信と関係を進め、浸水区域の宅地化の抑制や浸水被害の軽減を図ります。

保水機能をもつ農地を保全するとともに、防災ため池や農業用排水施設等の整備、総合的な農地防災事業を行い、水路等の整備により緊急時の消防水利や生活用水を確保します。

## (4) 防災活動

町や防災機関は、市民に対して防災知識の普及や防災訓練を行うとともに、避難計画を作成し、避難場所、避難経路等について防災マップ等を有効に活用しながら、周知を図ります。

事業者は従業員に対して防災知識の普及に努め、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、施設内にいる人のための避難計画を作成し、周知を図ります。

市民は、日ごろから防災知識の取得や避難計画の把握、防災訓練への参加に努め、また、自主防災組織の結成を進め、地域防災力の向上を図ります。

防災活動では、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に十分配慮するよう心がけます。

## 5-6 自然環境保全の方針

---

農地・農村、樹林地、水辺に関する方針を示します。

自然は循環型まちづくりの基盤です。生態系や水循環の保全、環境学習や人間形成の場、産業の基盤として、われわれの生活に欠くことのできない、次世代へ継承しなければならない財産です。そのためにこれらを保全し、体験や学習など子どもから大人まで自然に親しめるよう活用します。

### (1) 農地・農村

農地は洪水防止、水源涵養、生物多様性の保全、景観形成や安らぎなど、多面的機能を持っています。そのため、用途地域外の農地の保全を図り、環境に配慮した循環型農業を推進します。また、農業集落排水等により、農業用水や河川の水質を保全します。

農家人口が減少し高齢化が進行しているため、地域の共同活動などの導入を図りながら、農地や農道、水路、ため池などを保全していきます。

農業体験の場や市民農園としての利用を推進し、遊休農地の解消に努めるとともに、農業への理解と農地の保全意識を高めます。

### (2) 樹林地

平地林や森林などの樹林地の保全に努め、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源涵養など樹林地のもつ多面的機能を維持します。

自然に親しみ、林業や山を体験する場として、森林を活用し、保全意識を育てます。緑の少年団活動などにより森林ボランティアを育成するとともに、不法投棄の監視やポイ捨て禁止の啓発活動を行うなど、市民と行政が協力して樹林地を保全していきます。また、森林資源を活用し、建築物のほかバイオマスエネルギー生産など多面的かつ積極的な利用を行います。

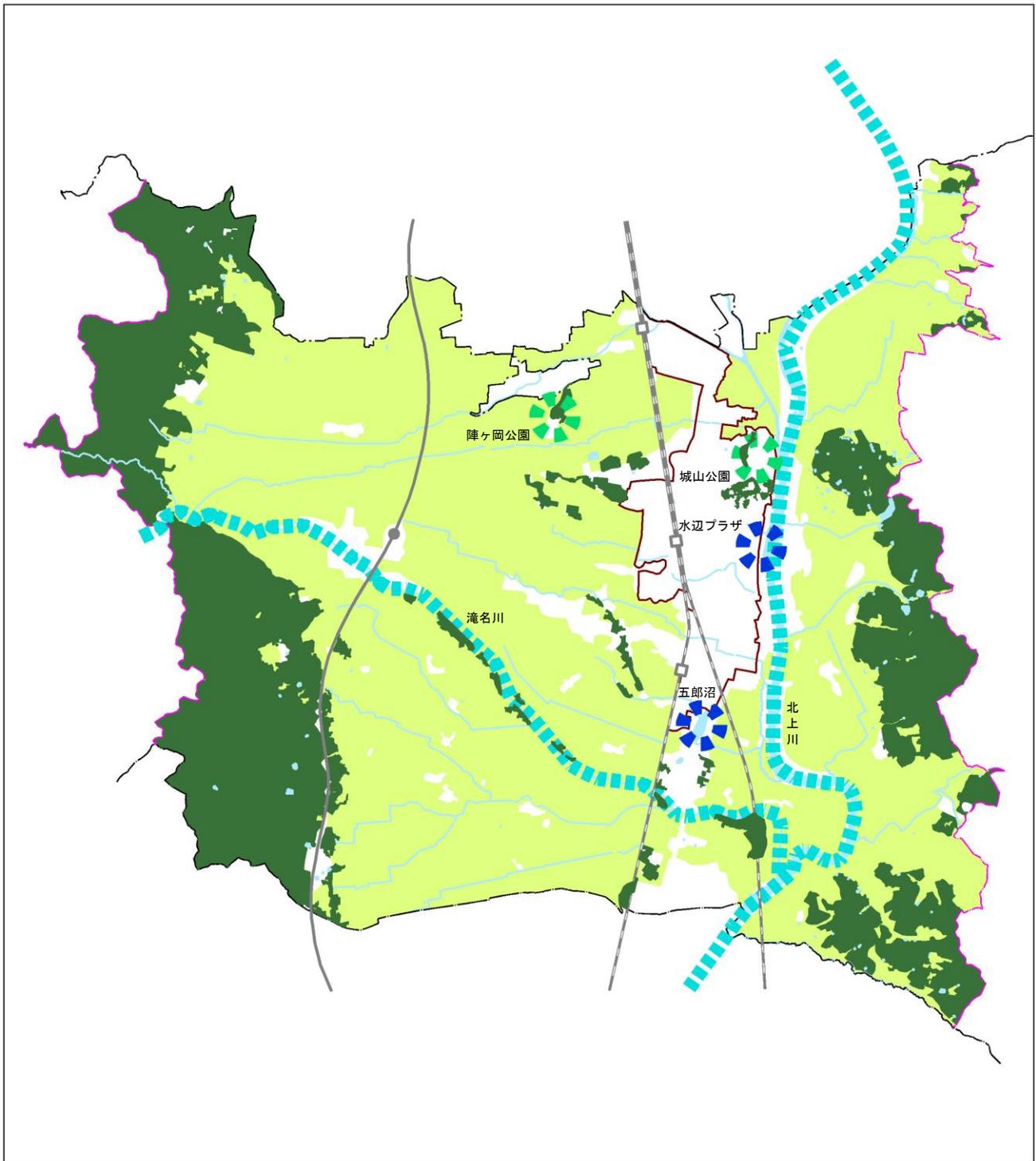
### (3) 水辺

河岸や水際部は多様な動植物の生息・生育・繁殖空間であり、動物の移動経路としても重要な場所です。そのため河川の特성에応じて治水機能を維持しながら、多自然型河川づくりなどの保全を行います。また、自然観察会や学習会など水環境学習に活用します。

まちピカ応援隊による清掃や草刈り、滝名川や五郎沼については愛護団体による整備と維持管理が行われており、今後も市民と行政の協力により水辺を保全していきます。

生活雑排水の処理や外来生物の放流などに注意し、水質や生態系に配慮します。

# 自然環境保全方針図



## 凡 例

	市町村界		水辺の保全・活用	<input type="checkbox"/>	
	都市計画区域界		鉄道、駅	<input type="checkbox"/>	
	用途地域		高速道路、インターチェンジ	<input type="checkbox"/>	
	緑の拠点	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	水辺の拠点	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	水と緑の軸	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	農地の保全・活用	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	樹林地の保全・活用	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

## 5-7 都市景観形成の方針

景観形成の方針を示します。情操を養い郷土への愛着を育む地域の特性を生かした景観形成を図るとともに、景観資産の登録等の情報発信も行いながら観光交流に寄与する景観形成を行います。

※ 景観資産：良好な景観の形成に資する建造物、樹木又はすぐれた景観を眺望できる地点などで、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 18 条に基づき知事が登録するもの。

### (1) 市街地の景観形成

用途地域及びこれに隣接する住宅地では、地区計画などのまちづくりルールも活用しながら、住宅地、商業地、工業地など、地区の特性にあった街並みの形成を図ります。

住宅地では、緑化により緑の潤いを感じられる街並みづくりを行います。

商業地では、にぎわいの中にも自然との共生やもてなしの心が感じられる景観づくりを目指します。

工業地では、周囲の景観との調和に配慮した建築物や工作物の意匠とし、外構の緑化のほか、必要に応じて緩衝緑地の設置を行うようにします。

このほか、その場所の特性に応じて、低木・花木・プランターなども活用した道路の緑化、沿道建築物等による歴史的景観や美しい街並みの形成など、道路沿道の景観形成についても、配慮していきます。

### (2) 田園地帯の景観形成

田園地帯は、北上山地や奥羽山脈を背景にした広がりのある水田風景を形成しています。イグネ（エグネ）や平地林、果樹園、そば畑、麦畑、景観作物などが彩りを添え、冬季には白鳥が水田に飛来するなど、地域の営みもたらした美しい景観があります。

そのため、農地や水路、ため池、散居集落の形態などを保全し、美しい田園景観を維持します。住宅や事業所、観光交流施設などの建築物や工作物は、田園景観との調和に努めます。

### (3) 丘陵地帯の景観形成

丘陵地帯は、低い山々を果樹園や広葉樹林がモザイクのように覆い、起伏のある地形とあいまって変化に富んだ景観となっています。観光農園もあり、果樹園の花や実り、紅葉が楽しめます。

そのため、農地や森林の適切な手入れを行うとともに、観光交流施設や看板、建物周りや農機具小屋の整理整頓など美観に注意を払い、良好な景観を形成します。

#### (4) 森林地帯の景観形成

森林地帯は針葉樹林と広葉樹林に覆われ、丘陵地帯に比べてやや険しい山地の景観となっています。赤沢川や滝名川では溪流釣りができ、都市計画区域外ではありますが、ゴルフ場やダム湖があります。東根山には登山ルートがあり、自然の展望台が形成されているところもあります。

そのため、森林や林道、展望台などの適切な維持管理を行うとともに、公衆道徳を守った適切な利用や通行を呼びかけます。

自然景観の中の建築物や工作物は、安全性など必要な機能を満たしながら、周囲の自然景観との調和に配慮します。

#### (5) 眺望点の保全、整備

城山公園や北上川、丘陵地帯、森林地帯では良好な眺望が得られる場所が多数存在するため、これらの眺望点（視点場）の保全に努めます。

眺望点では、眺望を考慮した植栽や周囲の樹木の伐採を行い、市民と行政が協力して維持管理を行います。また、電柱や柵などが眺望を阻害しないよう配慮します。

利用者には落書きや破損、たばこの吸殻やごみのポイ捨てをしないよう、公衆道徳を守った適切な利用を呼びかけます。

#### (6) 歴史的景観の形成

紫波町には歴史的資源が多く、比爪館跡など平泉文化ゆかりの地も多くあります。これらの歴史的資源を保全し、その周囲では、観光交流に資するようそれにふさわしい落ち着いた景観づくりに配慮します。

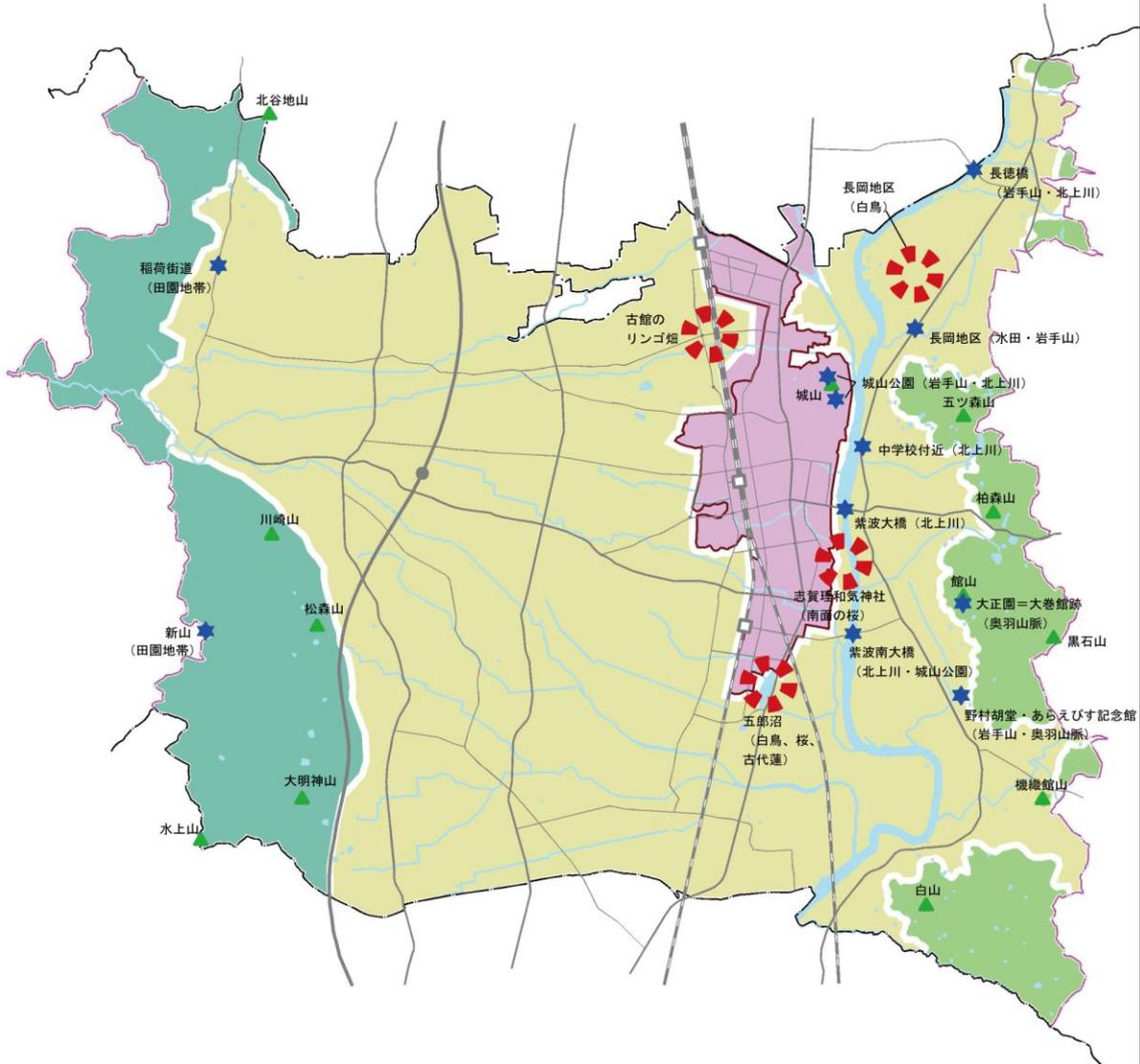
#### (7) 工作物、空き地、空き家等

案内板や看板などの屋外広告物、塀、塔、擁壁、橋梁などの工作物は、周囲の景観と調和するよう配慮します。

資材置き場、空き地、空き家の管理を適正に行い、見苦しくならないように配慮します。

# 都市景観形成方針図

都市景観形成方針図



## 凡 例

	市町村界		山	<input type="checkbox"/>
	都市計画区域界		主な眺望点	<input type="checkbox"/>
	用途地域		景観スポット	<input type="checkbox"/>
	市街地の景観		鉄道、駅	<input type="checkbox"/>
	田園地帯の景観		幹線道路網、インターチェンジ	<input type="checkbox"/>
	丘陵地帯の景観	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	森林地帯の景観	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	河川、水面	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

## 5-8 都市環境形成の方針

---

環境対策として、資源循環、環境負荷の低減、衛生等に関する方針を示します。これまで進めてきた循環型まちづくりを今後も推進します。また、増加が懸念される空き地や空き家の管理や利用についても検討していきます。

### (1) 資源循環のまちづくり

循環型農業によって生産される有機資源を活用した循環型農産物の普及を進めます。

間伐材などの未利用資源の利用や、公共建築物や住宅への町産木材の利用を進め、森林資源の活用と森林再生を推進します。

下水道などの整備による適正な排水処理により、河川や水路、地下水の良好な水質を保全するとともに、健全な水環境を維持していきます。

下水汚泥のコンポスト化やごみ排出量の減量化・資源化を推進します。

### (2) 環境創造のまちづくり

住宅や事業所などにおいて、出来るだけ水を汚さない、不要な電気や水を使わない、長持ちする家づくりに努めるなどにより、無駄を減らし省エネルギーに努めます。

また、ペレットストーブの利用など、木質バイオマスのエネルギー利用や新エネルギー利用を進めます。

パークアンドライドによる公共交通機関の利用の推進、緑化や森林の整備などにより、二酸化炭素の排出量を削減し、吸収量の増加に努めます。

### (3) 良好な環境づくりのための活動

公害・有害物質の対策や下水道など衛生環境の整備、まちの美化活動を進めます。廃棄物の適正処理を強化し、不法投棄の監視やポイ捨て禁止を啓発します。

市民と行政が協力し、増加が懸念される管理の行き届かない空き地や放置された空き家の対策に取り組んでいきます。空き家については、町内での住み替えや転入者向け住宅としての活用のほか、障害者のグループホームや、地域の居場所づくり、地域の活動拠点づくりなど、福祉やまちづくりへの活用、地域の交流の場としての活用についても検討していきます。

大人も子どもも楽しみながら学べる環境学習の機会を創出・提供し、環境意識を高めます。

## 5-9 住宅・住環境整備の方針

---

住宅、上下水道、教育文化施設等に関する方針を示します。

### (1) 住宅

#### ア 町営住宅

耐用年数を超過した町営住宅は、計画的な建て替え等による更新を進めます。また、耐用年数が未超過のものでも、計画的な改修により建物の長寿命化や高齢者に対応した居室の設置を進めていきます。

#### イ 民間住宅

高齢者や障がい者に対応した仕様への改修や、トイレの水洗化、温便座の導入など住宅設備の水準の向上、住宅の耐震性・耐火性の向上を図り、安心して住める快適な住宅づくりを進めます。

また、長持ちする家づくりや省エネルギーの家づくり、町産木材を利用した家づくりなど、環境にやさしい住宅づくりを進めます。

#### ウ 住宅・宅地供給

高齢者や障がい者が自立した生活を送れるよう、住宅の改修や、高齢者や障がい者が入居できる賃貸住宅、共同住宅の供給などを通じて、多様な住まいが選択できるよう努めます。

人口減少対策と空き家対策を兼ねて、中古住宅の活用を進めます。

良好な景観や住環境の形成に配慮した住宅地開発や、環境負荷の低減に配慮した住宅建築など、優良な住宅地づくりに努めます。

### (2) 上水道

上水道施設の改修等は岩手中部水道企業団が行うため、同企業団への出資により、計画的更新を図ります。

### (3) 下水道

公共下水道は計画的な改築更新を行い、施設の長寿命化や投資の平準化を図ります。公共下水道区域外においては、農業集落排水や小規模集合処理、浄化槽により汚水処理を徹底します。

下水汚泥のコンポスト化や施設の省エネルギー運転など、環境に配慮したまちづくりに貢献していきます。

市民は、下水道に流す汚水の水質を低下させないよう気を付けて、下水環境を良好に保つように努めます。また、下水道が整備された地区では早期に下水道管へ接続するよう努めます。

#### (4) 教育文化施設等

##### ア 教育施設・児童福祉施設

老朽化した学校施設の計画的な修繕を進めます。

延長保育や一時預かりなど、保護者のニーズに対応した保育所等の運営形態の多様化を図ります。また、子ども教室や放課後児童クラブなど、子どもの居場所づくりを進めます。

##### イ 集会施設

公民館の老朽化した施設を改修します。

##### ウ スポーツ施設

体育施設を計画的に改修し、機器の更新を行います。また、小中学校の体育施設の開放を継続し、活用できる体育施設の有効利用を図ります。

紫波自転車競技場は、全国規模の大会開催に適した競技場として補修し、維持管理を行います。

##### エ 文化施設

郷土の文化的財産を適切に保存し、常時展示できる文化財資料館の設置を検討します。

## 5-10 観光交流の方針

---

地域の振興につながる観光交流を推進するため、観光交流ポイントを保全し、鉄道駅と観光交流ポイントを結ぶ二次交通や道路の整備を進めます。合わせて情報発信も行っていきます。

### (1) 観光交流ポイントの整備

既存の観光交流施設のほか、あまり知られていない歴史や文化、史跡、天然記念物、自然、景観などの観光交流資源については、地域の人がよく知り大切に守るよう啓発していきます。

観光交流ポイントとして活用する場所に、景観と調和する案内板等を設置します。

来訪者が多数見込まれる場所に、駐車スペースの確保やトイレの設置を検討します。

### (2) 観光交流のための道づくり

観光交流ポイントへのアクセスルートを明確にし、道路の拡幅や舗装、歩車分離など、来訪者が快適に移動できる道づくりを進めます。また、駅や道の途中などに、わかりやすく景観と調和した誘導サインを設置します。

鉄道駅に観光交流の乗り換え基地としての機能を持たせ、情報提供や交流を行うとともに、駅から観光交流ポイントまでの二次交通のひとつとして、環境にやさしく健康的で、自然を感じながら移動できるレンタサイクルシステムの拡充に取り組みます。

美しい沿道景観の形成にも配慮し、歴史の散歩道づくりなどを検討します。

### (3) 情報発信

観光交流資源を市民が知り、誇りを持ち、説明や自慢ができるよう啓発します。

紫波町に見どころがあることを、インターネットやパンフレットなどを活用して町内外に情報発信します。

観光交流ポイントにおいて他の観光交流ポイントの存在を宣伝し、関係を図ります。

## 5-11 ユニバーサルデザインの方針

---

高齢者、身体障がいや知的障がいなどのある全ての障がい者、妊婦、けが人、子ども連れ、外国人旅行者など、さまざまな人が利用しやすいまちにするため、ユニバーサルデザインの方針を示します。

ユニバーサルデザインのまちづくりの対象となる施設は、道路、駅、停留所、駐車場、店舗、観光施設、宿泊施設、役場、公民館、病院等の公共公益施設、公園、持ち家、賃貸住宅、事務所、作業所など、多岐にわたります。また設備についても、公衆電話、自動販売機、カウンター、トイレ、階段、扉、案内板など、多岐にわたります。バスやタクシーなどの乗り物も対象となります。

### ア 設置者の取り組み

施設や設備の設置者は、ユニバーサルデザイン化を心がけます。さらに、個々のユニバーサルデザインがつながり連続して円滑な経路になるよう気を配り、利用しやすいまちづくりを行います。

また、従業員教育や窓口サービスの設置、ユニバーサルデザイン化情報の提供など、利用者に対する人的サービスや情報提供に努めます。

### イ 市民の取り組み

視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置いたり設備を破損したりしないなど、ユニバーサルデザインの配慮が損なわれないように心がけます。施設や設備がユニバーサルデザインとなっても、困っている人がいたら声をかけ、手助けをします。

家の前の雪かきをしたり、つまづかないよう通路に物を置かないなど、ちょっとした心遣いを心がけることにより、誰もが住みよいまちづくりを行っていきます。

# 6

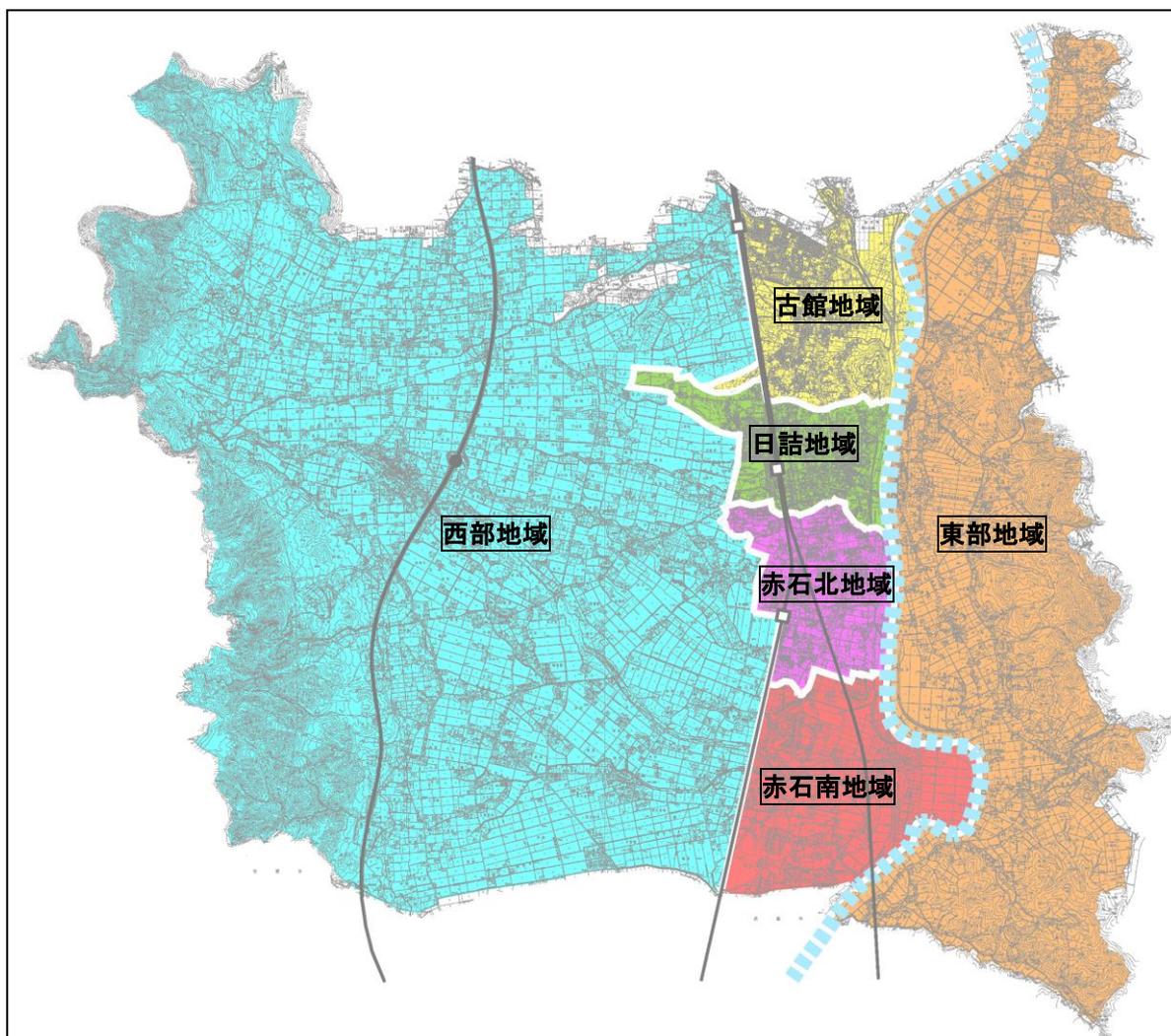
## 地域別構想

### 6-1 地域区分

地域別構想の地域区分は、用途地域指定の状況や今後のまちづくりの方向性を勘案して 6 地域とします。字界が複雑に入り組んでいることや、土地利用の方向性の違いなどを考慮して、字界のほか道路や河川、鉄道などでも区分しています。

注) 旧村単位の古館、日詰、赤石の西端部分は西部地域に区分しています。

■地域区分図



## 6-2 古館地域

---

### (1) 地域の概要

#### ア 位置、土地利用

古館地域は用途地域の北部に位置し、JR 東北本線の古館駅があります。盛岡市に近く、国道 4 号と古館駅という交通利便性のよさから住宅地開発が進み、昭和 50 年代から平成 10 年ごろにかけて人口が急増した地域です。現在、町の人口の 1/4 が古館地域に居住しています。

古館駅から国道 4 号周辺にかけて戸建て住宅地が形成されています。国道 4 号沿道には沿道型店舗も立地しています。周囲は農地となっており、平坦地は水田として、城山公園の西側や鉄道周辺の傾斜地は果樹園として利用され、公園の桜やリンゴの花は見ごたえのあるものとなっています。

#### イ 生活関連施設

古館小学校、古館保育所、古館こどもの家（第一～第三）、民間保育施設、その他公民館や郵便局などがあります。

#### ウ 自然、歴史、観光レクリエーション

主な河川として岩崎川と太田川が合流して北上川に注いでいます。高水寺城跡に整備された城山公園は眺望がよく、桜ウィークには町内外から多くの人々が訪れる憩いの場となっています。

国道 4 号沿道には造り酒屋、寺院などがあります。

### (2) 地域の課題

古館地域の主要な課題として、以下の事柄があげられます。

○国道 4 号に依存せず他地域との連絡を容易にする道路網の整備

○便利な居住地としての魅力の向上、高齢化に対応した暮らしやすいまちづくり、安心して暮らせるまちづくり

### (3) まちづくりの目標と方針

#### ア まちづくりの目標

古館地域は、古館駅があり盛岡市に近いなどの利便性を生かし、便利で住みよい住宅地づくりを進めます。また、古館駅の利用促進を図ります。

#### イ 土地利用及び市街地整備の方針

用途地域やその周辺の既存の住宅地は、住環境を保全します。用途地域外では、農地を保全することを基本とします。ただし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、用途地域に隣接するとともに、交通結節点である鉄道駅に近接する地域は、営農環境との調和を図りながら、宅地化も可能とします。古館駅前や国道4号沿道などでは周辺環境との調和を図りながら、店舗や事業所などの集積を図ります。

#### ウ 交通体系整備の方針

古館駅の公共交通結節点としての利便性を高め、駅利用を促進します。また、幹線道路網の充実を図り、矢巾町や日詰地域をはじめとする周辺地域との連絡を強化します。

古館駅に陣ヶ岡陣営跡等への最寄り駅として観光交流の乗り換え基地の機能を持たせるとともに、観光交流の道づくりを進めるなど観光交流機能の導入を検討します。

#### エ 環境保全及び景観形成の方針

宅地の緑化を推進し、周囲の田園風景と調和した景観を形成します。河川や樹林地を保全します。城山公園西側の樹林地については、保全に必要な対応を検討します。また、城山公園の良好な景観を保つため、一部樹木の伐採と植樹を行います。

高齢化や人口の減少に伴い懸念される空き地や空き家の管理について、対策を検討していきます。

#### オ 生活環境整備の方針

上水道や下水道の計画的な整備を進めます。公共下水道区域以外では、浄化槽の普及を図り、きれいな水の循環を推進します。水害などの災害対策や防災体制の強化を、市民と行政が協力して行います。

歩道や歩きやすい道路の整備、住民が憩い健康づくりや交流の場となる公園や高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に立ち寄れる居場所づくり、地場産品や食料品、日用品などが買える身近な店舗など、高齢者が暮らしやすく、地域で子育て支援をする環境づくりを進めます。

## 6-3 日詰地域

### (1) 地域の概要

#### ア 位置、土地利用

日詰地域は用途地域の中央に位置し、JR 東北本線の紫波中央駅や日詰商店街があります。行政サービス施設や文化研修施設、郵便局、銀行など、主要な施設が集積する町の中心地です。

中心市街地の核である日詰商店街は、奥州街道の宿場町、商人町、北上川の川岸場として栄えた郡山宿で、豪商平井家の館や河岸跡があります。日詰商店街の西側や鉄道西側は、土地区画整理事業や住宅供給公社による大規模な優良住宅地開発事業が行われ、紫波中央駅も開設されたことから、平成以降人口が増加し、近年最も人口増加率の高い地域となっています。

戸建て住宅や集合住宅のほか、商店街周辺、国道4号をはじめとする幹線道路沿い、駅東側などに店舗や事業所が立地しています。

#### イ 生活関連施設

役場庁舎、総合福祉センター、地域包括支援センター、中央公民館、銀行、サン・ビレッジ紫波、紫波運動公園、情報交流館（図書館、地域交流センター）があります。

また、日詰小学校、紫波総合高校、日詰こどもの家（第一～第三）、子育て応援センター、その他郵便局や公民館、認定こども園、民間保育施設などがあります。

#### ウ 自然、歴史、観光レクリエーション

国指定文化財の「勝源院の逆ガシワ」や「平井家住宅」、県指定文化財の「旧紫波郡役所庁舎」といった歴史的建造物があります。

紫波運動公園には総合体育館や陸上競技場などがあり、隣接する北上川には河川敷を利用した水辺プラザが整備されています。またその一角には、かつての北上川の舟運の川港が、川の駅として再現されています。

紫波中央駅西側では、サン・ビレッジ紫波に隣接して岩手県フットボールセンターが整備され、さらに農産物産地直売施設などが整備されています。

紫波運動公園やサン・ビレッジ紫波では夏まつりや産業まつりが行われ、毎年多くの人でにぎわいます。

志賀理和気神社の例大祭にあわせて日詰商店街を中心に行われる日詰まつりでは、山車や屋台の出店などが出て、多くの人でにぎわいます。

## (2) 地域の課題

日詰地域の主要な課題として、以下の事柄があげられます。

- 日詰商店街地区の町有地の有効活用
- 町の中心商業地である日詰商店街のにぎわい形成活動の継続、まちなか居住の推進
- 周辺地区の整備推進や活性化による日詰西地区への業務機能の集積
- 都市計画道路の見直しと、幹線道路網の形成

## (3) まちづくりの目標と方針

### ア まちづくりの目標

日詰地域は、市街地整備や中心市街地の活性化を進め、都市機能の充実を図り、市民生活や市民活動、企業活動などを支えて発展させるような町の中心地づくりを進めます。

### イ 土地利用及び市街地整備の方針

紫波中央駅前地区や日詰商店街を中心とする中心市街地活性化を推進します。都市中心商業地や駅周辺の地域拠点を形成するとともに、町の自立を支える都市機能の再配置と充実を図ります。良好な住宅地の整備やまちなか居住を推進します。このような周辺整備や紫波中央駅へのアクセス改善により、紫波中央駅東側に業務施設の立地を誘導します。

用途地域外の農地や樹林地は保全を基本とします。ただし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、用途地域に隣接するとともに、交通結節点である鉄道駅に近接する地域（紫波中央駅前地区に隣接する西部地域を含む）は、営農環境との調和を図りながら、宅地化も可能とします。

### ウ 交通体系整備の方針

都市計画道路希望ヶ丘線などの未整備区間の見直しを視野に入れ、幹線道路網の整備推進を図ります。なお、都市計画道路下川原向山線の未整備区間については、廃止する方向とします。また、町全体の観光交流を推進するため、紫波中央駅の乗り換え拠点としての機能を充実させ、これを起点として道づくりを進めます。

### エ 環境保全及び景観形成の方針

宅地の緑化や景観形成に配慮した計画的な開発などを推進し、良好な市街地環境や景観を形成します。城山公園南西側の樹林地については、保全に必要な対応を検討します。

高齢化や人口の減少に伴い懸念される空き地や空き家の管理について、対策を検討してい

きます。

#### オ 生活環境整備の方針

上水道や下水道の計画的な整備を進め、きれいな水の循環を推進します。水害などの災害対策や防災体制の強化を、市民と行政が協力して行います。

歩道や歩きやすい道路の整備、集合住宅や住民が憩い健康づくりや交流の場となる公園、高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に立ち寄れる居場所づくりなど、高齢者が暮らしやすく、地域で子育て支援をする環境づくりを進めます。

## 6-4 赤石北地域

---

### (1) 地域の概要

#### ア 位置、土地利用

赤石北地域は用途地域の南部に位置し、JR 東北本線の日詰駅があります。民間の宅地開発や土地区画整理事業、集合住宅の建設などが行われ、人口が増加しています。

戸建て住宅や集合住宅のほか、国道 4 号や旧国道、主要地方道紫波インター線などの幹線道路沿道に、店舗や事業所、医療福祉施設が立地しています。北上川に近い一帯は水田として利用されているほか、流通業、製造業などの事業所も立地しています。工業系用途地域は、国道 4 号沿道のほかに、南日詰工業団地と北日詰字城内付近の 2 箇所に指定されています。

#### イ 生活関連施設

紫波消防署、紫波警察署があります。

また、赤石小学校、紫波第一中学校、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター、その他公民館や郵便局、認定こども園、民間保育施設などがあります。

#### ウ 自然、歴史、観光レクリエーション

平泉関連の遺跡で斯波郡を統治した樋爪氏の居館跡である「樋爪館跡」があります。同時に造営された五郎沼は、白鳥の飛来地であり桜の名所ともなっており、古代蓮を蘇らせ蓮まつりも行われるなど、町内外の人が訪れる憩いの場となっています。

志賀理和気神社は全国最北端の延喜式内社で、樹齢 500 年を超える「南面の桜」「ヒガンザクラ群」があります。例大祭には様々な芸能が奉納され、豪華絢爛な御輿渡御が行われます。

## (2) 地域の課題

赤石北地域の主要な課題として、以下の事柄があげられます。

- 日詰駅の拠点性の向上と駅前のにぎわい創出
- 都市基盤施設整備を伴う良好な住居系市街地の形成
- 工業系用途地域への工業施設の立地誘導
- 日詰駅前地区周辺都市計画道路の早期整備
- 五郎沼及び周辺の保全・整備

## (3) まちづくりの目標と方針

### ア まちづくりの目標

赤石北地域は、日詰駅の利用促進と日詰駅前地区のにぎわいの創出を図るとともに、良好な住宅地の形成を図ります。

### イ 土地利用及び市街地整備の方針

日詰駅前から国道4号までの都市計画道路沿道は、郵便局や公民館、店舗の立地する地域の商業地とし、にぎわいを創出します。また、道路など都市基盤施設の整備を行いながら低未利用地の宅地化を推進し、良好な環境の住宅地を形成します。

南部の南日詰工業団地や東部（北日詰字城内）の工業系用途地域は、工業地として工業施設の集積を図りますが、工業専用地域である南日詰工業団地は、鉄道駅に近接する地域特性を活かした産業誘致による土地利用を図るため、寄宿舍等建設も許容する用途への変更を行います。また、既存の住宅地との共存を図るため、緩衝緑地の設置などによる環境の保全に努めます。国道4号沿道は、店舗や事業所の立地を誘導します。

用途地域外の農地は保全を基本としますが、産業の育成振興に資する施設については、営農環境との調和を図りながら、立地も可能とするほか、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、用途地域に隣接するとともに、交通結節点である鉄道駅に近接する地域は、営農環境との調和を図りながら、宅地化も可能とします。

### ウ 交通体系整備の方針

日詰駅前地区周辺の都市計画道路未整備区間の整備を進め、歩行者の安全性を確保し、周辺地域からの駅へのアクセス性の向上を図るほか、五郎沼周辺の幹線道路網を検討します。なお、都市計画道路田頭大坪線の未整備区間については、廃止する方向とします。

地域のにぎわい創出と町全体の観光交流の推進を図るため、日詰駅の交通結節点機能を強

化するとともに、これを起点とした道づくりを進めます。

#### エ 環境保全及び景観形成の方針

宅地の緑化や景観形成に配慮した計画的な開発などを推進し、良好な市街地景観を形成します。特に、工業系施設については、周辺環境への影響を緩和し、これと調和した景観を形成するため、緑化を推進します。

また、五郎沼や河川を保全します。

#### オ 生活環境整備の方針

上水道や下水道の計画的な整備を進め、きれいな水の循環を推進します。北上川については、国土交通省が治水事業による堤防整備に着手したところですが、町においても水害などの災害対策や防災体制の強化を、市民と行政が協力して行います。

五郎沼については、歴史的に重要な場所として水辺や緑地を生かした観光交流ポイントとして保全と活用を図っていきます。

大型車の交通量が多い幹線道路を中心とした歩道の設置や、歩きやすい道路の整備を進めます。平時には住民が憩い健康づくりや交流の場となり、災害発生時には一時避難地ともなる公園や高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に立ち寄れる居場所づくり、地場産品や食料品、日用品などが買える身近な店舗の立地誘導など、高齢者が暮らしやすく、地域で子育て支援をする環境づくりを進めます。

## 6-5 赤石南地域

---

### (1) 地域の概要

#### ア 位置、土地利用

赤石南地域は、市街地形成ゾーンの南端に位置し、用途地域は指定されていません。集落地や水田主体の土地利用となっていますが、花巻市に隣接する犬渕工業団地とその周辺には、製造業や流通業の事業所が集積しており、町最大の工業拠点を形成しています。

#### イ 生活関連施設

汚泥再生処理センター、紫波浄化センター、病院、老人保健施設などがあります。

#### ウ 自然、歴史、観光レクリエーション

主な河川として滝名川が流れています。川沿いには、かつて砂金採取が行われた名残をと

どめる岩手山神社があります。

地域にある主な遺跡は中世以前とみられる古いものです。善知鳥館跡は平安時代の館跡です。鎌倉街道は 1600 年代以前の奥州街道で、最初の整備は中世や古代にさかのぼる可能性があると言われていています。西田遺跡は縄文時代中期の大規模な縄文環状集落です。

地域の健康増進施設として赤石農村公園があります。

## (2) 地域の課題

赤石南地域の主要な課題として、以下の事柄があげられます。

- 集落地などの生活環境の保全、農地の保全
- 周辺環境に配慮した工業系施設の立地誘導
- 地域の歴史などまちの資源の掘り起こしとこれを生かしたまちづくり

## (3) まちづくりの目標と方針

### ア まちづくりの目標

赤石南地域は、町の第 2 次産業の集積地として、田園環境と共存する操業環境づくりを進めます。また、地域の歴史的資源を掘り起こし、まちづくりに取り入れていきます。

### イ 土地利用の方針

既存の集落や樹林地、農地を保全します。南部の犬淵工業団地やその周辺は、花巻市や盛岡市への近接性、紫波インターチェンジや国道 4 号の交通利便性を生かして、周辺への環境に配慮しながら流通業務施設や工場などの工業系施設の立地を誘導します。

農地は保全を基本としますが、産業の育成振興に資する施設については、農業環境との調和を図りながら、立地も可能とします。

### ウ 交通体系整備の方針

住民の交通利便性の向上と町内の駅利用の推進を図るため、バスを主体とする公共交通の利便性の向上を図ります。また、遺跡や神社などの歴史的資源を観光交流に生かすため、誘導サインを設置するなど観光交流の道づくりを進めます。

### エ 環境保全及び景観形成の方針

農地や樹林地、河川を保全し、良好な農村景観を形成します。工業系施設は周辺環境に配慮し、これと調和した景観形成に努めます。

## オ 生活環境整備の方針

上水道や下水道の計画的な整備を進めます。公共下水道区域以外では、浄化槽の普及を図り、きれいな水の循環を推進します。北上川については、国土交通省が治水事業による堤防整備に着手したところですが、町においても水害などの災害対策や防災体制の強化を、市民と行政が協力して行います。

歴史的な資源をまちづくりに生かし、保全や周辺整備を検討していきます。

大型車の交通量が多い幹線道路を中心に、歩道や歩きやすい道路の整備を進めます。

## 6-6 東部地域

---

### (1) 地域の概要

#### ア 位置、土地利用

北上川東側の東部地域は、沿岸は平坦な地形ですが、東縁は北上高地の丘陵地となっています。地形や土壌、気候などを生かし平坦地や谷では稲作が、丘陵地ではリンゴやブドウなど果樹生産が盛んな地域です。

地域は概ね農地や樹林地で、宅地は農家住宅が主体ですが、北上川沿岸や幹線道路沿いなどには、製造業や建設業、自動車関連産業などの事業所が立地しています。

#### イ 生活関連施設

紫波東小学校、紫波第二中学校、紫波東こどもの家、その他郵便局、公民館、民間保育施設などがあります。

#### ウ 自然、歴史、観光レクリエーション

主な河川として天王川、赤沢川、彦部川、姉市川が丘陵地から北上川へ流れています。

奥羽山脈や岩手山の遠景、城山と対岸の館森神社、北上川、長岡地区の白鳥の飛来地など、良好な眺望点や景観が多くあります。

東部地域には、親鸞聖人の高弟是信房の墓所や、大巻館跡（大正園）、機織館跡などの中世の館跡があります。また、銭形平次の作者であり音楽評論家であった野村胡堂の生家や野村胡堂・あらえびす記念館、バラ園などの文化的な施設や観光施設があります。

長岡農村公園は、町外からの利用もあります。

東部地域の縁辺部からさらに東側の丘陵地一帯は、広葉樹林が多く、新緑や紅葉、洞窟（鍾乳洞）などの自然を楽しむことができます。遠野街道や旧釜石街道が通り、金山跡、隠れキ

リシタンの里や、義経伝説が伝わる神社があります。紫波フルーツパーク、道の駅、農産物産地直売施設、観光農園などの観光・体験施設があり、多くの人が訪れています。

## (2) 地域の課題

東部地域の主要な課題として、以下の事柄があげられます。

- 農地農村の保全と農業の振興
- 生活環境の向上、暮らしやすい環境づくり
- 地域の歴史や文化の維持継承、観光交流機能の強化
- 松くい虫被害林の拡大への対応
- 遊休化している公有財産の活用

## (3) まちづくりの目標と方針

### ア まちづくりの目標

東部地域は、町の重要な産業である農業を担う地域として、農地や集落環境を守りながら、生活基盤の向上を図ります。また、文化・観光施設や景観、歴史など地域の資源を生かした観光交流を進めるとともに、旧小学校空き校舎などを活用し地域振興を図ります。

### イ 土地利用の方針

森林や農地、集落地を保全し、循環型農業を推進します。また、文化施設や歴史的資源、観光施設、農産物産地直売施設などを活かし、観光交流を推進します。

### ウ 交通体系整備の方針

住民の交通利便性の向上と町内の駅利用の推進を図るため、バスを主体とする公共交通の利便性の向上を図ります。また、野村胡堂・あらえびす記念館や是信房墓所などの文化的な施設、観光施設を活かした観光交流を推進するため、誘導サインを設置するなどの観光交流の道づくりを進めます。

### エ 環境保全及び景観形成の方針

観光交流資源としての景観形成も視野に入れ、農地や河川、森林を保全し、良好な農村景観を形成します。建築物や工作物は周辺環境に配慮し、これと調和した景観形成に努めます。

### オ 生活環境整備の方針

上水道の計画的な整備を進めます。集落排水区域以外では浄化槽の普及を図り、きれいな

水の循環を推進します。水害などの災害対策や林野火災の予防など防災体制の強化を、市民と行政が協力して行います。

地域の歴史や文化を守り、情報を発信することにより、地域振興を図ります。

交通量が多い幹線道路における歩道の設置や、歩きやすい生活道路の整備を進めます。

## 6-7 西部地域

---

### (1) 地域の概要

#### ア 位置、土地利用

JR東北本線西側の西部地域は、南東に向かって緩やかに傾斜する平坦地が広がっていますが、西縁は奥羽山脈に連なる山地となっています。うるち米、もち米、そばなどの生産が盛んな地域です。また、稲作と酪農の複合経営も行われ、牛、豚は地域の特産品となっています。

西縁は傾斜地のため樹林地となっていますが、地域は概ね水田として利用されており、散居集落の形態がみられます。また、用途地域周辺では民間開発による住宅団地があります。東北自動車道の紫波インターチェンジ周辺は上平沢地区工業団地があるほか、地域内に多くの県道が通っているため、県道沿道などに製造業や流通業、建設業などの事業所が多く立地しています。

#### イ 生活関連施設

西の杜小学校、紫波第三中学校、水分こどもの家、片寄こどもの家、認定こども園、民間保育施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、その他郵便局、公民館などがあります。

有機資源循環施設エコ3センターは、循環型まちづくりの拠点施設です。

#### ウ 自然、歴史、観光レクリエーション

主な河川として滝名川と黒沢川が流れています。滝名川の河川敷の一部は愛護団体によって手入れがなされ、地域行事や散策に利用され地域に親しまれています。

志和地区は南部杜氏発祥の地です。また、山王海では金の採掘が行われ繁栄した歴史があり、志和稲荷神社や新山神社には今も多くの参拝者が訪れています。

そのほか、多くの戦いで陣が敷かれた陣ヶ岡陣営跡や、町内最古の道路遺跡である安倍道跡、中世城館跡など、多くの遺跡や神社仏閣があります。陣ヶ岡陣営跡及び日の輪月の輪形は、その一部が陣ヶ岡公園として指定され、蜂神社を含んだ一体が緑地として愛護会により

保全されています。

また、250年以上前の南部曲り家「武田家住宅」や農産物産地直売施設、造り酒屋があります。東根山山麓にはあづまね温泉ききょう荘やラ・フランス温泉館、温泉保養公園、公開庭園型のガーデンショップといった保養・レクリエーション施設や観光施設が集積しており、冬まつりや音楽会などのイベントが行われ、多くの利用者や観光客でにぎわいます。

東根山山麓や新山からは、田園風景や紫波町の眺望を楽しむことができます。東根山の登山口があり、東根山から志波三山縦走路へと続いています。西側の都市計画区域外にはゴルフ場や山王海ダムがあり、周辺は新緑、桜、紅葉などが楽しめる場所となっています。

紫波自転車競技場は、国体をはじめ全国規模の大会が開催されています。

## (2) 地域の課題

西部地域の主要な課題として、以下の事柄があげられます。

- 農地農村の保全と農業の振興
- 保養・観光等施設や地域の歴史、文化を生かした観光交流機能の強化
- 生活環境の向上、暮らしやすい環境づくり
- 遊休化している公有財産の活用

## (3) まちづくりの目標と方針

### ア まちづくりの目標

西部地域は、町の重要な産業である農業を担う地域として、農地や集落環境を守りながら、生活基盤の向上を図ります。また、保養・観光等の施設を核に、食や景観、歴史などの資源を絡めた観光交流を進めるとともに、旧小学校空き校舎などを活用し地域振興を図ります。

### イ 土地利用及び市街地整備の方針

森林や農地、集落地を保全し、循環型農業を推進します。また、保養・レクリエーション施設や歴史的資源、観光施設、農産物産地直売施設などを生かし、観光交流を推進します。

### ウ 交通体系整備の方針

住民の交通利便性の向上と町内の駅利用の推進を図るため、バスを主体とする公共交通の利便性の向上を図ります。また、あづまね温泉ききょう荘やラ・フランス温泉館などの保養・レクリエーション施設や観光施設、武田家住宅その他多くの歴史的資源を生かした観光交流

を推進するため、誘導サインを設置するなどの観光交流の道づくりを進めます。

## エ 環境保全及び景観形成の方針

観光交流資源としての景観形成も視野に入れ、農地や河川、森林を保全するとともに、散居集落の形態を保全し、良好な農村景観を形成します。建築物や工作物は周辺環境に配慮し、これと調和した景観形成に努めます。

## オ 生活環境整備の方針

上水道や下水道の計画的な整備を進めます。公共下水道区域及び集落排水区域以外では浄化槽の普及を図り、きれいな水の循環を推進します。水害などの災害対策や林野火災の予防など防災体制の強化を、市民と行政が協力して行います。

地域の歴史や文化を守り、情報を発信することにより、地域振興を図ります。

交通量が多い幹線道路における歩道の設置や、歩きやすい生活道路の整備を進めます。